

小山町 高齢者保健福祉計画及び 第7期介護保険事業計画

(素案)

平成30年 1 月

小山町

前書き（町長）

校正中

平成30年3月

小山町長 込山正秀

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置づけと期間.....	4
第3節 計画の策定方法	6
第4節 介護保険制度改正のポイント.....	7
第2章 小山町の高齢者の概況.....	10
第1節 被保険者数の実績値及び推計値	10
第2節 認定者数の推計	13
第3節 高齢者の世帯	15
第4節 高齢者等実態調査の結果概要.....	17
第5節 2025年の小山町の将来像	22
第3章 計画の基本的方向	23
第1節 基本理念	23
第2節 施策体系図.....	24
第2編 各論	27
基本目標1 健康でいきいきと暮らせる長寿のまちづくり	28
基本施策（1） 健康づくりの推進	29
基本施策（2） 介護予防の推進.....	30
基本施策（3） 社会参加と生きがいの促進.....	33
基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり.....	35
基本施策（1） 高齢者の生活の場への支援.....	36
基本施策（2） 地域包括支援センターの機能強化.....	37
基本施策（3） 介護保険サービスの提供と基盤整備	38
基本施策（4） 介護給付の適正化	41
基本施策（5） 在宅生活を支える介護保険制度外の福祉サービスの充実	42
基本施策（6） 認知症施策の推進	44
基本施策（7） 地域医療の確保・強化	46
基本施策（8） 介護人材の確保及び資質の向上	49
基本目標3 地域で支え合うやさしいまちづくり.....	50

基本施策（１） 高齢者を地域で支えるためのネットワークづくり	51
基本施策（２） 家族介護者等への支援	52
基本施策（３） 安心・安全なまちづくりの推進	53
第３編 介護保険事業量の見込みと給付費の推計	57
第１章 第６期計画のサービス利用者数の見込み量と実績の比較	58
第２章 第７期計画におけるサービス利用者数の見込量	60
第３章 介護保険給付費等の見込み	62
第１節 介護保険事業費等算定手順	62
第２節 介護保険給付費の見込み	63
第３節 地域支援事業費の見込み	65
第４節 介護保険事業費の見込み	65
第４章 第１号被保険者介護保険料の設定	66
第５章 計画の推進と評価	68
第１節 計画の推進	68
第２節 計画の評価	68
資料編	69
Ⅰ 小山町介護保険等総合会議経過	71
Ⅱ 用語集	72
Ⅲ 小山町介護保険等総合会議設置要綱・総合会議委員名簿	73

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成 12 年度（2000 年度）に介護保険制度がスタートしてから 18 年が経過します。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けています。今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）には、後期高齢化率が 20%を超え、医療や介護を必要とする高齢者の大幅な増加が予想されています。

このような動向を反映し、国は第7期の介護保険事業計画策定について、以下のような指針を示しています。

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」の地域共生社会の推進
- 平成 30 年度（2018 年度）から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備
- 平成 37 年度（2025 年度）を見据えた第7期計画の作成

本町においても、全国的な傾向同様、総人口の減少が続いています。一方で、65 歳以上の高齢者人口は平成 27 年（2015 年）以降も増加を続け、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という）は、平成 29 年（2017 年）には 28.4%だったものが平成 37 年（2025 年）には 33.4%になると予測されています。

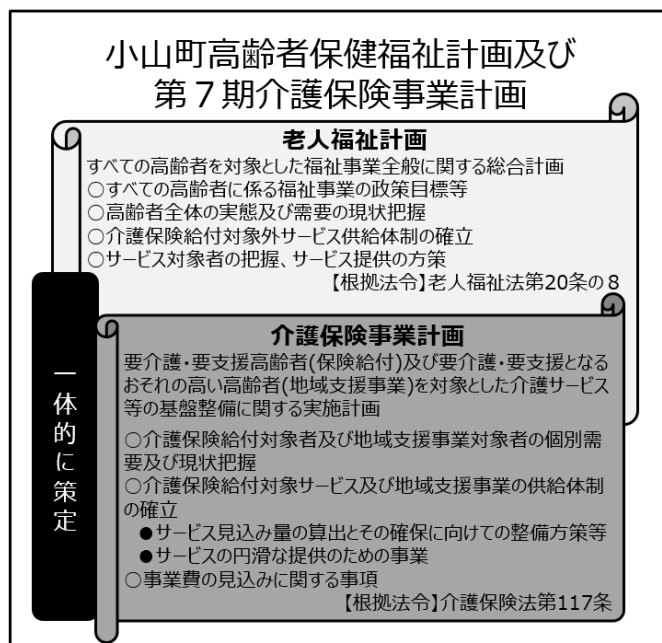
また、1 人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれることから、本町の高齢化の状況は厳しさを増すことになります。

以上のような全国的な傾向と本町の置かれた状況を背景に、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、いきいき暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組を目指す「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むことが重要となります。

第2節 計画の位置づけと期間

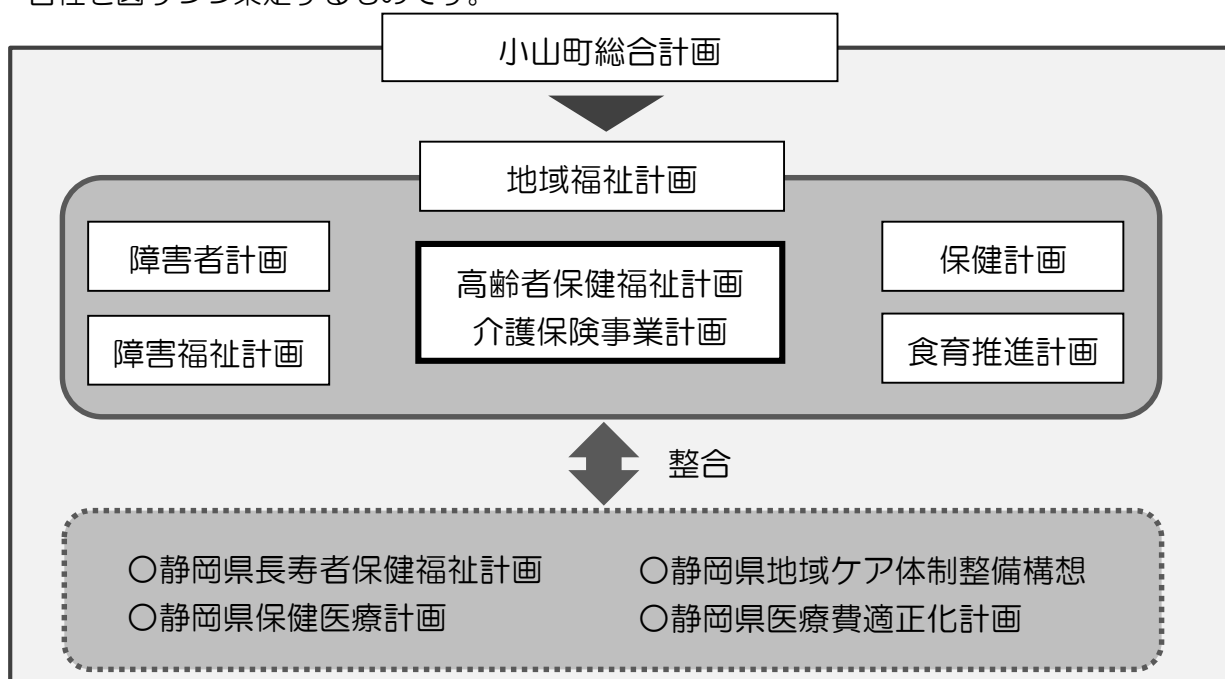
1 計画の性格・法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づいた「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。



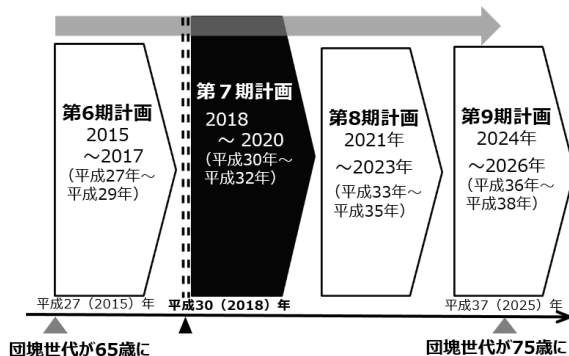
2 他計画との関係

本計画は、町の基本計画である「小山町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りつつ策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 30～32 年（2018～2020 年）の3年間を計画期間として「小山町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の高齢者施策の達成状況、課題を踏まえ、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据えたものとして策定します。

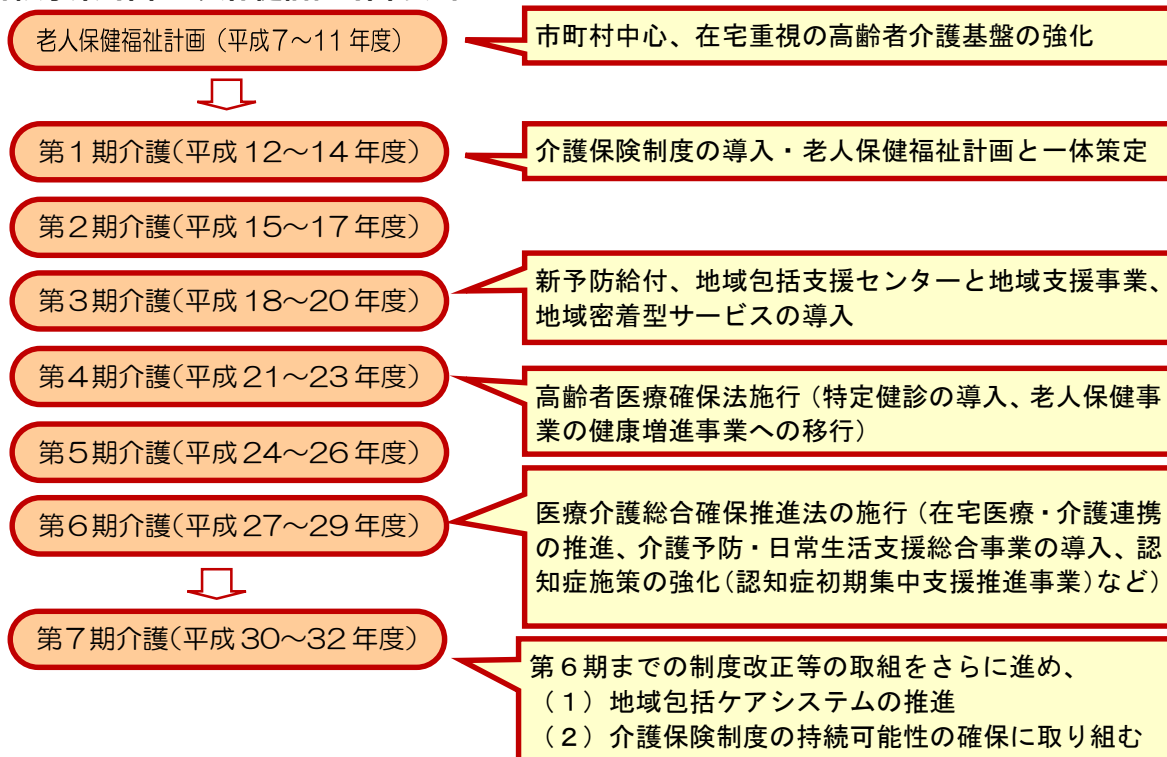


高齢者介護を社会で支える仕組みとして導入された介護保険制度のもと、本町では、過去6期にわたる介護保険事業計画を老人福祉法に基づく老人保健福祉計画とあわせて策定してきました。

直近の第6期計画では、「団塊の世代」が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）に向け、地域包括ケアを一層推進するために、「疾病予防・介護予防・生活支援の推進」「生きがいと支え合いの体制づくり」「安心介護サービスの充実」について重点的に取り組んできたところです。

第7期計画の策定にあたっては、とりわけこの第6期計画に導入された施策の一層の充実を図りつつ、社会保障審議会介護保険部会等での議論をもとに今後制度化される事項に対応し、「小山町版地域包括ケアシステム」をさらにブラッシュアップしていくことに努めます。

▼介護保険事業計画・老人保健福祉計画の流れ



第3節 計画の策定方法

1 小山町介護保険等総合会議

本計画策定にあたっては、学識経験者、被保険者代表、本町の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する小山町介護保険等総合会議を「計画策定委員会」として位置づけ、計画策定を進めました。

2 日常生活圏域ニーズ調査の実施

(1) 一般高齢者ニーズ調査

要介護・要支援の認定を受けていない一般高齢者を対象に、日常生活の状況を把握するために実施しました。

(2) 在宅介護実態調査

要介護・要支援の認定を受けた方を対象に、「高齢者の在宅生活」と「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するために実施しました。

(3) 町民意見の募集

パブリックコメントを実施し、幅広く町民の意見や提言を求めました。

3 日常生活圏域の設定

介護保険法では、身近な地域において適切なサービスを提供することを目的とし、地域密着型サービスの基盤整備の単位でもある日常生活圏域を定めることとされています。日常生活圏域は、小学校区・中学校区・旧行政区等、町独自の考え方によって導入されました。

本町では、人口、施設の立地・整備状況を踏まえて、サービスの提供体制を分離させないように、第6期計画から引き続き町全域を1圏域と設定し、各種サービスの提供に努めていきます。

第4節 介護保険制度改正のポイント

1 基本指針

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

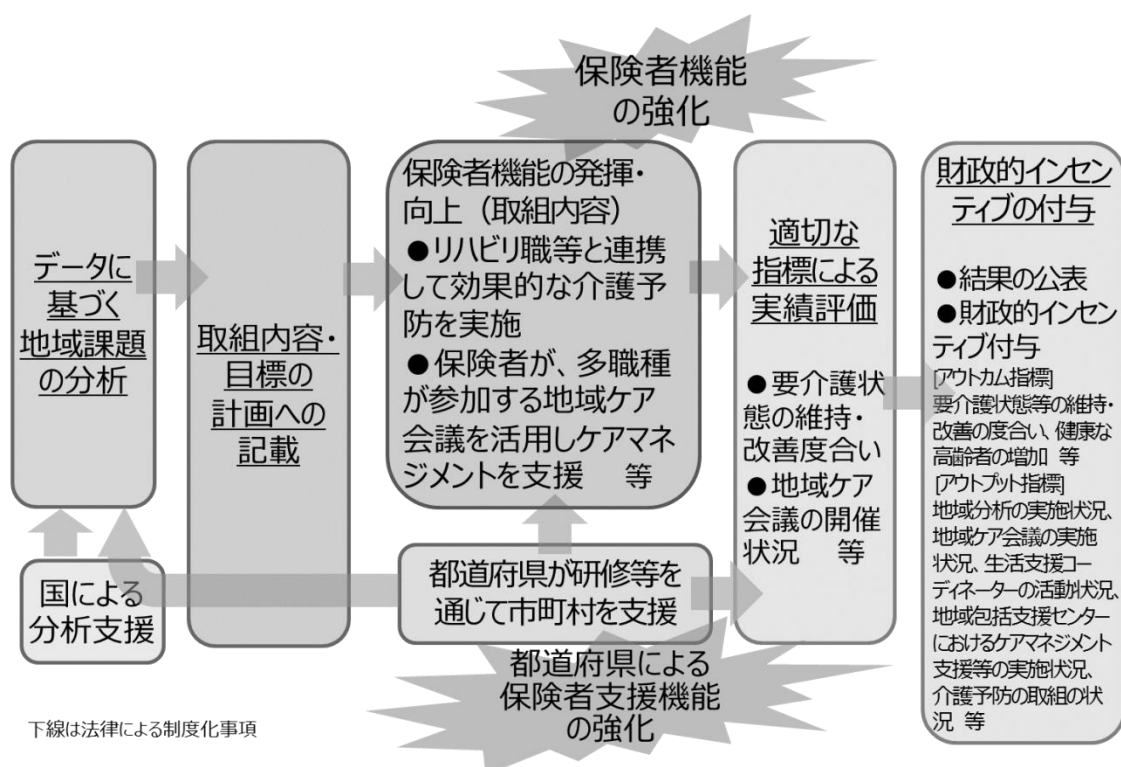
2 第7期基本指針のポイント

ポイント1

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、「データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）」「適切な指標による実績評価」「インセンティブの付与」（下図【自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進の概要】参照）を法律により制度化されます。

▼自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進の概要



ポイント2

「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい・地域をともにつくっていく社会の実現を図ります。

ポイント3

平成30年度（2018年度）から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

平成30年度（2018年度）以降、静岡県地域保健医療計画と、介護保険事業（支援）計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなり（医療計画は6年計画で、中間の3年で中間見直しを行います。介護保険計画は3年計画）、両者が一体となって地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

このため、高度急性期、急性期、回復期から慢性期まで一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と、介護保険事業計画の整合性の確保が重要となります。

ポイント4

介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

介護を行う家族の負担を社会全体で支え合う仕組みを促進することと、近年増加傾向にある高齢者虐待に対応するため、特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組への強化を図ります。

ポイント5

「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握します。生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の数やサービス量の見込みを定めます。

ポイント6

平成 37 年度（2025 年度）を見据えた第 7 期計画の作成

いわゆる団塊世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、関係者との議論のもと、第 7 期から第 9 期における段階的な充実の方針と第 7 期における位置づけを明らかにして、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけます。

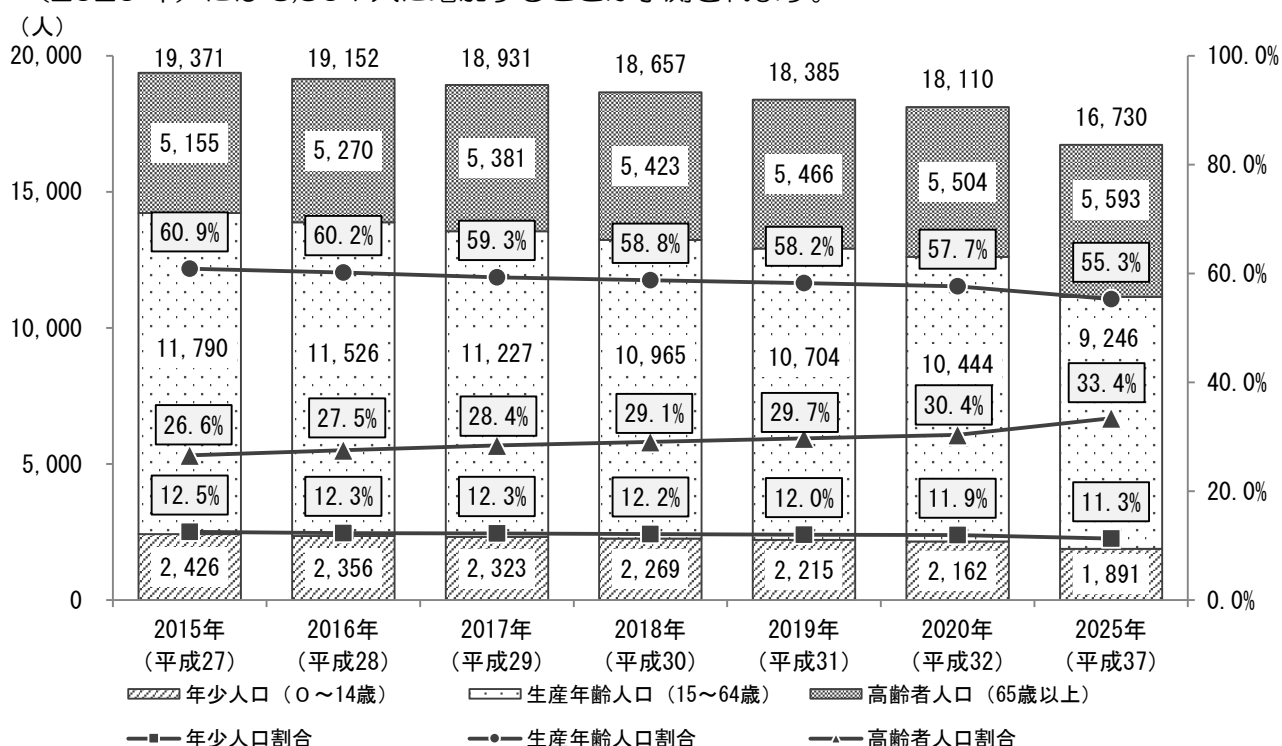
第2章 小山町の高齢者の概況

第1節 被保険者数の実績値及び推計値

1 人口の推移と将来推計

本町の人口は、減少傾向で推移し、平成29年（2017年）の18,931人から平成32年（2020年）には18,110人で821人減少すると予測されます。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少していますが、一方で65歳以上の人口は増加傾向で推移し、平成29年（2017年）では5,381人から平成32年（2020年）には5,504人に増加することが予測されます。



※平成27～29年（2015～2017年）は住民基本台帳（外国人含む）の実績値（各年10月1日）。

平成30年（2018年）以降は、平成25年（2013年）10月1日現在と平成29年（2017年）10月1日時点とを起点としたコーホート変化率法により推計しました。

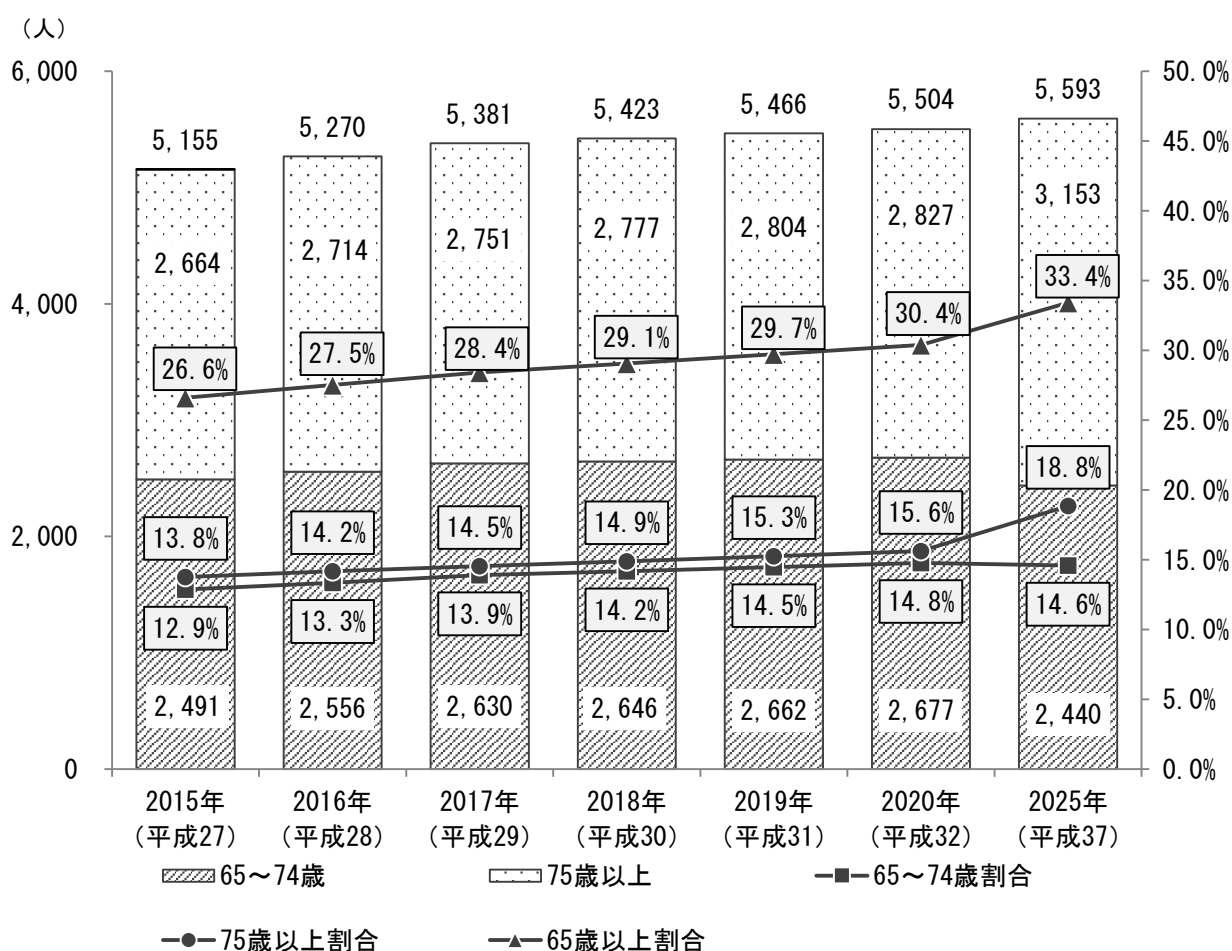
※算出方法が異なるため第4次小山町総合計画（後期基本計画）における人口ビジョンの人口推計とは異なります。本計画以降の計画策定時点において、適宜修正を行います。

区分	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (平成31)	2020年 (平成32)	2025年 (平成37)
年少人口(0～14歳)	2,426	2,356	2,323	2,269	2,215	2,162	1,891
生産年齢人口(15～64歳)	11,790	11,526	11,227	10,965	10,704	10,444	9,246
高齢者人口(65歳以上)	5,155	5,270	5,381	5,423	5,466	5,504	5,593
総人口	19,371	19,152	18,931	18,657	18,385	18,110	16,730
年少人口割合	12.5%	12.3%	12.3%	12.2%	12.0%	11.9%	11.3%
生産年齢人口割合	60.9%	60.2%	59.3%	58.8%	58.2%	57.7%	55.3%
高齢者人口割合	26.6%	27.5%	28.4%	29.1%	29.7%	30.4%	33.4%

2 前期高齢者・後期高齢者の推移と将来推計

本町の前期高齢者(65～74歳)は、後期高齢者を下回って推移しており、平成30年(2018年)以降はほぼ横ばいで、平成37年(2025年)までには減少すると予測されます。

また、後期高齢者(75歳以上)は、平成32年(2020年)まではほぼ横ばいで推移する見込みです。平成37年(2025年)までには、総人口に占める後期高齢者の割合は18.8%になると予測されます。



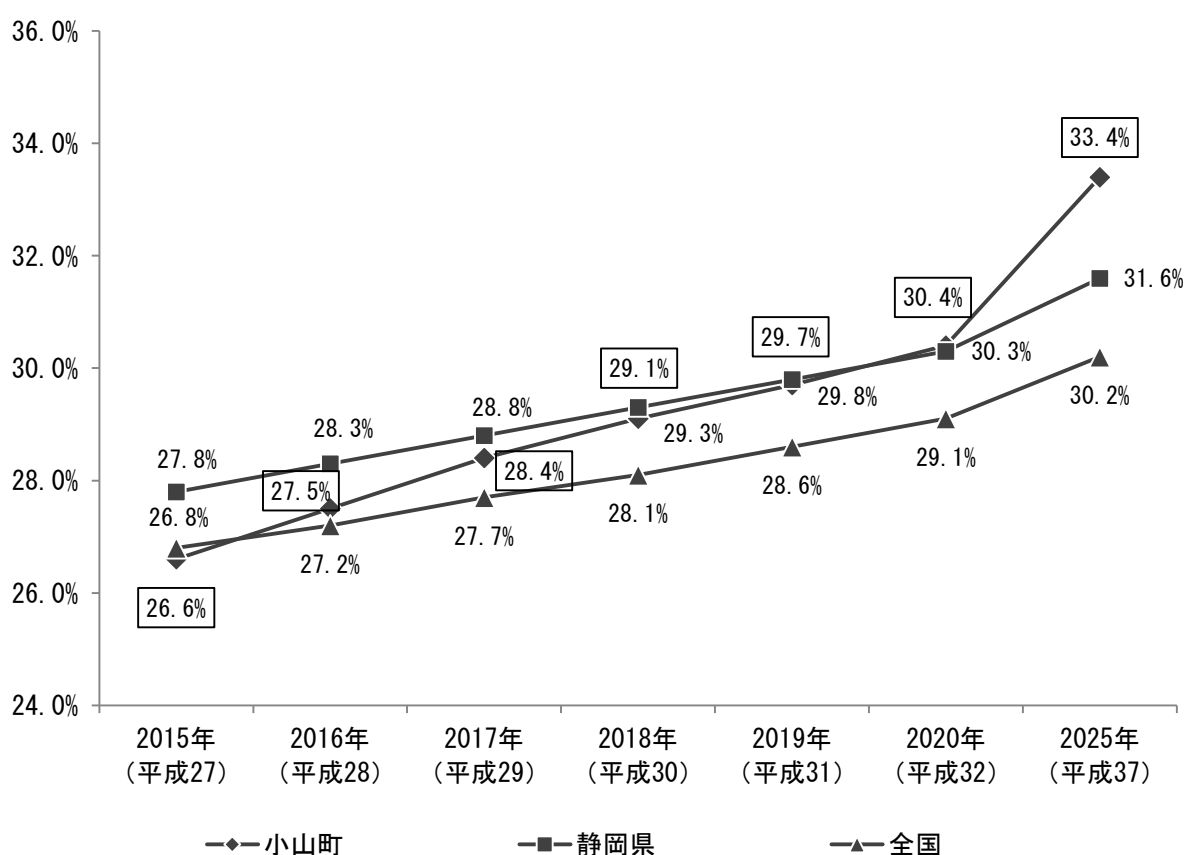
※平成27～29年(2015～2017年)は住民基本台帳(外国人含む)の実績値(9月末現在)。平成30年(2018年)以降は、平成25年(2013年)10月1日現在と平成29年(2017年)10月1日時点を起点としたコーホート変化率法により推計しました。

区分	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (平成31)	2020年 (平成32)	2025年 (平成37)
65～74歳	2,491	2,556	2,630	2,646	2,662	2,677	2,440
75歳以上	2,664	2,714	2,751	2,777	2,804	2,827	3,153
高齢者人口	5,155	5,270	5,381	5,423	5,466	5,504	5,593
総人口	19,371	19,152	18,931	18,657	18,385	18,110	16,730
65～74歳割合	12.9%	13.3%	13.9%	14.2%	14.5%	14.8%	14.6%
75歳以上割合	13.8%	14.2%	14.5%	14.9%	15.3%	15.6%	18.8%
65歳以上割合	26.6%	27.5%	28.4%	29.1%	29.7%	30.4%	33.4%

3 高齢化率の推移と将来推計

本町の高齢化率（65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合）は平成 27 年（2015 年）で 26.6%と県平均、全国平均を下回っていますが、平成 28 年（2016 年）からは、県平均を下回ってはいるものの全国平均を上回り、平成 32 年（2020 年）からは県平均、全国平均を上回り高齢化率は 30%を超え、平成 37 年（2025 年）には 33.4%（およそ 3 人に 1 人が高齢者になる）と予測されています。

▼高齢化率の推移と将来推計



区分	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (平成31)	2020年 (平成32)	2025年 (平成37)
小山町	26.6%	27.5%	28.4%	29.1%	29.7%	30.4%	33.4%
静岡県	27.8%	28.3%	28.8%	29.3%	29.8%	30.3%	31.6%
全国	26.8%	27.2%	27.7%	28.1%	28.6%	29.1%	30.2%

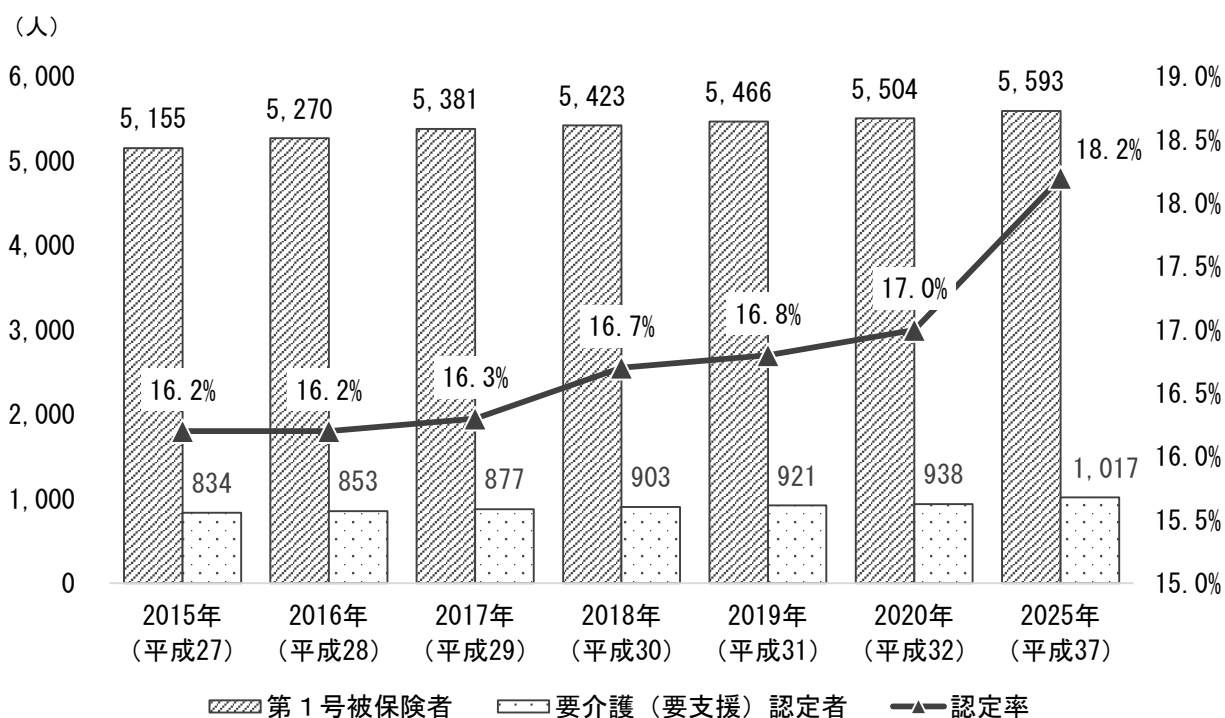
※本町の高齢化率は平成 27～29 年（2015～2017 年）は住民基本台帳（外国人含む）の実績値（各年 9 月末現在）、平成 30 年（2018 年）以降は、平成 25 年（2013 年）10 月 1 日現在と平成 29 年（2017 年）10 月 1 日時点を起点としたコーホート変化率法により推計したデータにより 65 歳以上の人口割合を算出しました。
 全国及び静岡県は国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より算出しました。

第2節 認定者数の推計

1 第1号被保険者数と要介護(要支援)認定者数の推移と将来推計

65 歳以上の第1号被保険者数は増加傾向で推移し、平成 29 年（2017 年）の認定者数は 877 人ですが、平成 32 年（2020 年）には 938 人になると予測され、認定率は平成 29 年（2017 年）の 16.3%から平成 32 年（2020 年）には 17.0%に上昇すると見込まれています。

▼第1号被保険者数と要介護（要支援）認定者数・認定率の推移と将来推計



※第1号被保険者数は平成 27～29 年（2015～2017 年）は住民基本台帳（外国人含む）の実績値（各年 9 月末現在）。

平成 30 年（2018 年）以降は、コーホート変化率法により推計しました。

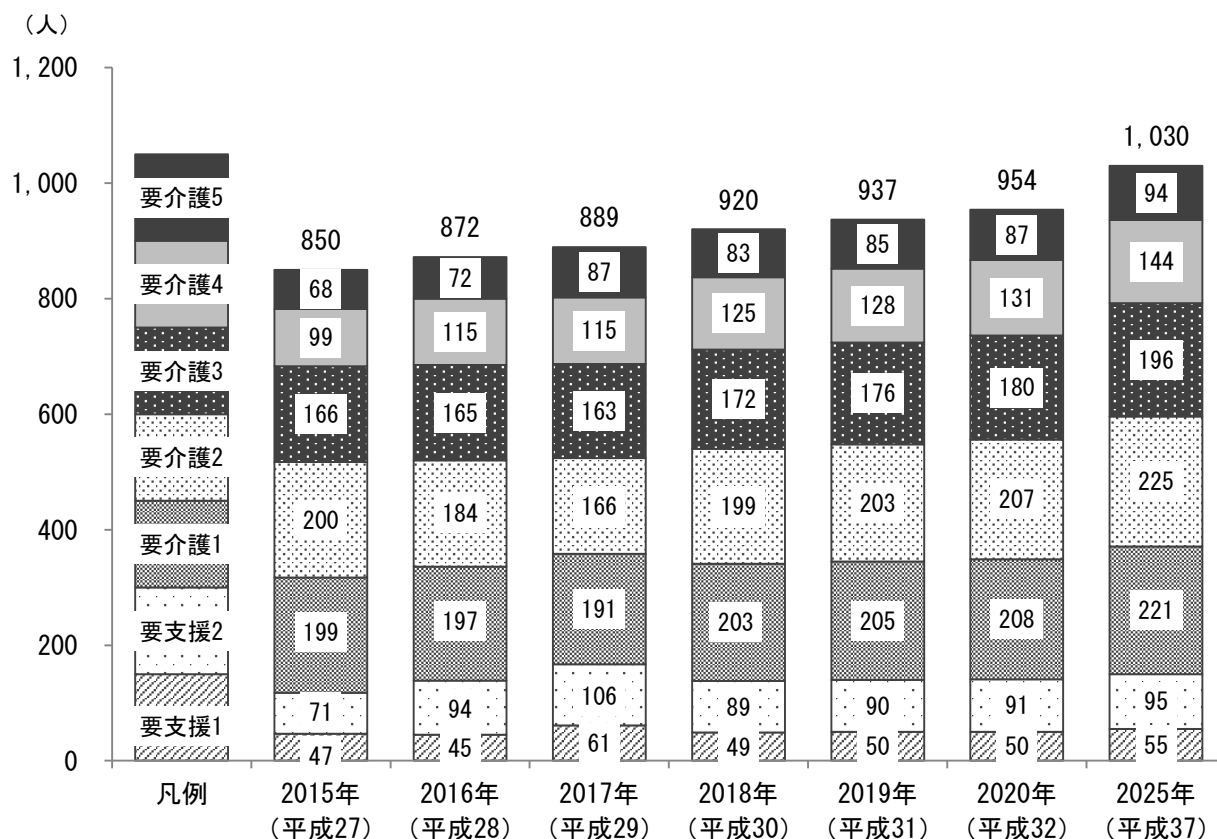
要介護（要支援）認定率は平成 27～29 年（2015～2017 年）は実績値、平成 30 年（2018 年）以降は第 1 号被保険者数と実績値の伸び率で推計しました。

区分	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (平成31)	2020年 (平成32)	2025年 (平成37)
第1号被保険者	5,155	5,270	5,381	5,423	5,466	5,504	5,593
要介護(要支援)認定者	834	853	877	903	921	938	1,017
認定率	16.2%	16.2%	16.3%	16.7%	16.8%	17.0%	18.2%

2 要介護度別認定者数の推移と将来推計

要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年（2015 年）から増加傾向にあり、平成 32 年（2020 年）には 954 人、平成 37 年（2025 年）には 1,030 人と予測されます。

▼要介護度別認定者数の推移と将来推計



※要介護者数は平成 27～29 年（2015 年～2017 年）は実績値、平成 30 年（2018 年）以降は第 1 号、第 2 号被保険者数と実績値の伸び率で推計しました。

第 2 号被保険者数を含むため、13 ページの認定者数と数値が異なります。

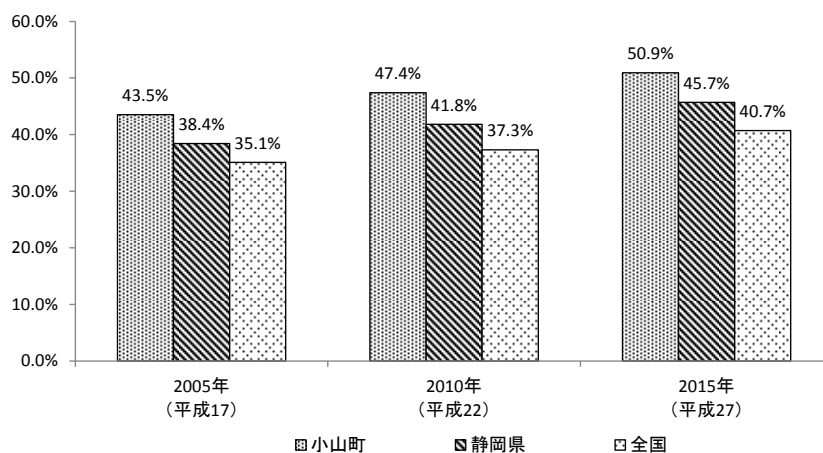
区分	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (平成31)	2020年 (平成32)	2025年 (平成37)
要介護5	68	72	87	83	85	87	94
要介護4	99	115	115	125	128	131	144
要介護3	166	165	163	172	176	180	196
要介護2	200	184	166	199	203	207	225
要介護1	199	197	191	203	205	208	221
要支援2	71	94	106	89	90	91	95
要支援1	47	45	61	49	50	50	55
合計	850	872	889	920	937	954	1,030

第3節 高齢者の世帯

1 高齢者のいる世帯割合の推移

本町の全世帯数における高齢者のいる世帯の割合は、県平均、全国平均を上回っています。

▼全世帯数に対する高齢者のいる世帯の割合 全国平均・県平均比較

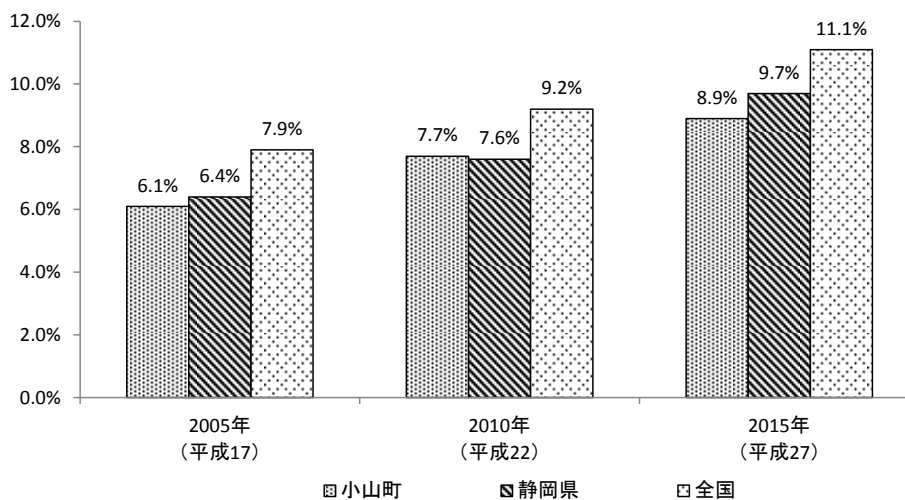


出典：国勢調査

2 1人暮らし高齢者世帯割合の推移

高齢者の1人暮らし世帯の割合は、平成22年（2010年）では県平均を若干上回りましたが、平成27年（2015年）では、再び県平均を下回りました。

▼全世帯数に対する高齢者の1人暮らし世帯の割合 全国平均・県平均比較

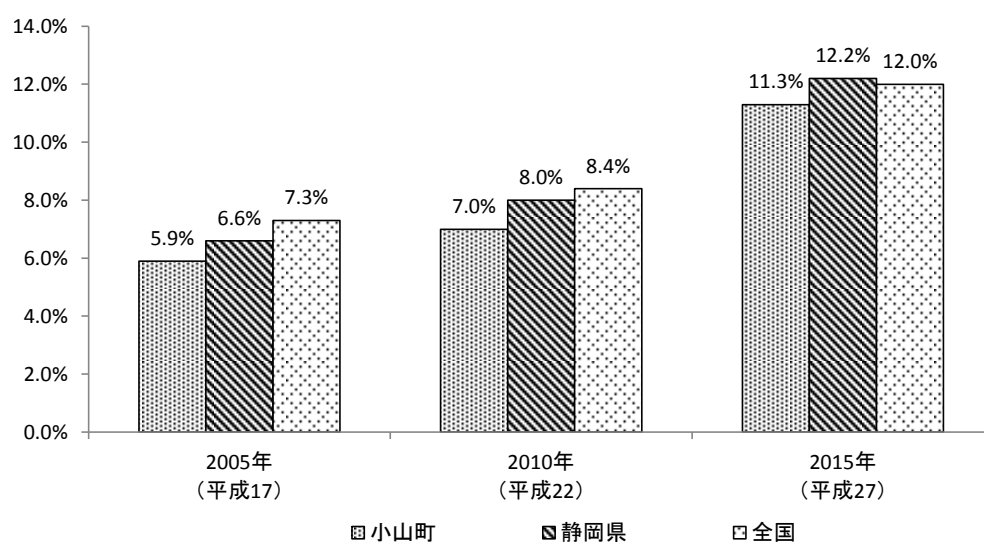


出典：国勢調査

3 高齢者夫婦のみ世帯割合の推移

高齢者夫婦のみ世帯の割合は、本町、県、全国ともに年々増加しています。本町では平成 22 年（2010 年）の 7.0%から平成 27 年（2015 年）には 11.3%へ、県、全国同様に急増しています。

▼全世帯数に対する高齢者夫婦のみ世帯の割合 全国平均・県平均比較



出典：国勢調査

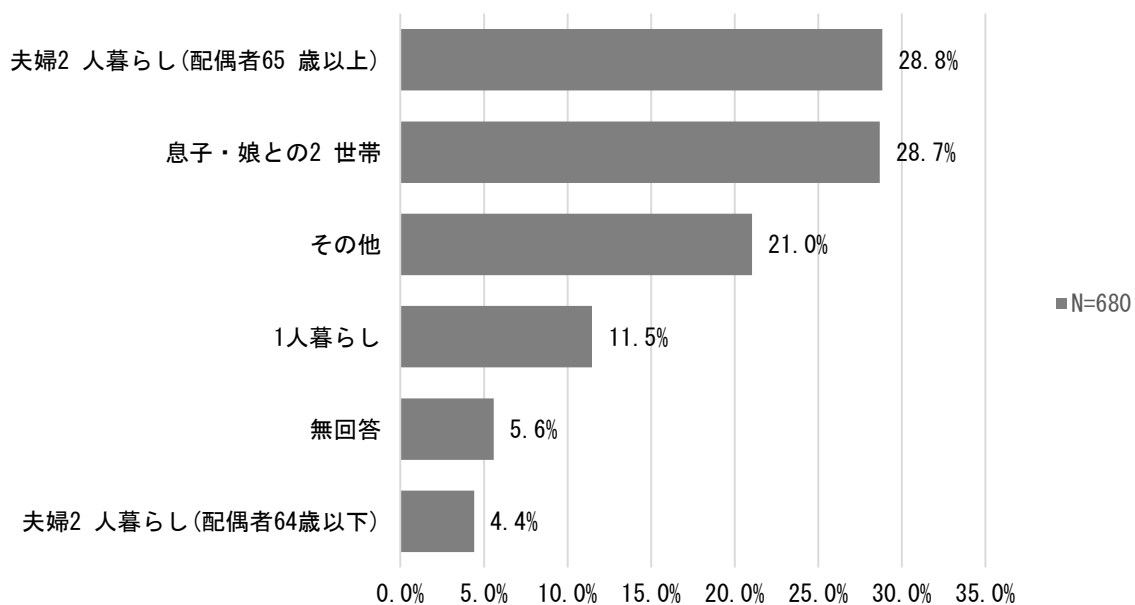
第4節 高齢者等実態調査の結果概要

第7期計画策定に向けた基礎調査として、65歳以上の一般高齢者、要支援・要介護認定者に対して、アンケート調査を実施しました。

対象者	配布数	回収数	回収率
一般高齢者ニーズ調査 (町内在住の65歳以上の一般高齢者)	1,000	680	60.8%
在宅介護実態調査 (町内在住の要支援・要介護認定を受けている方)	300	159	53.0%

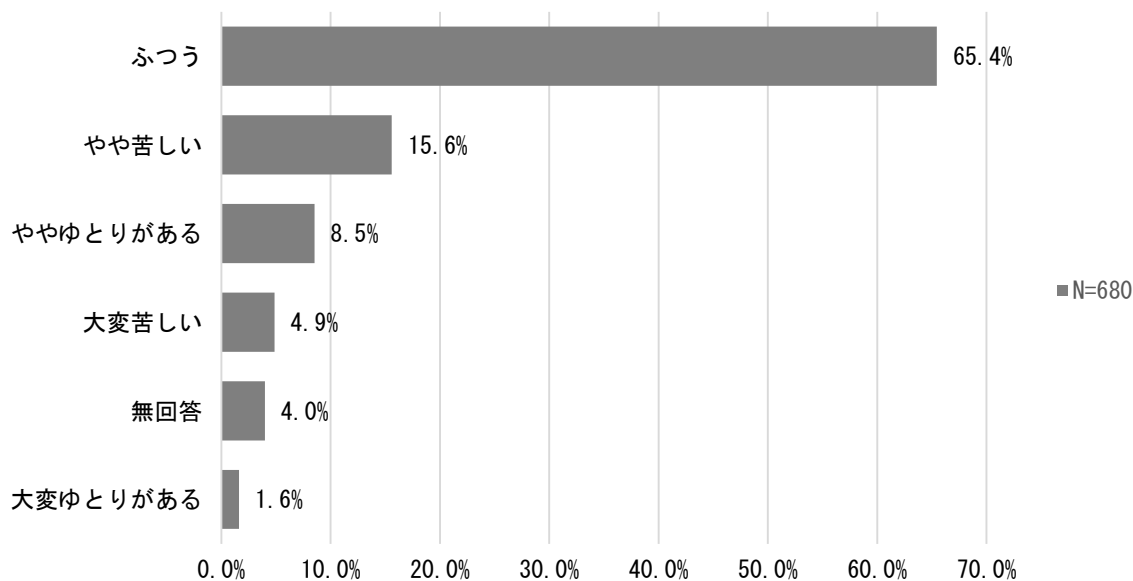
1 一般高齢者ニーズ調査から(一般高齢者)

①世帯構成



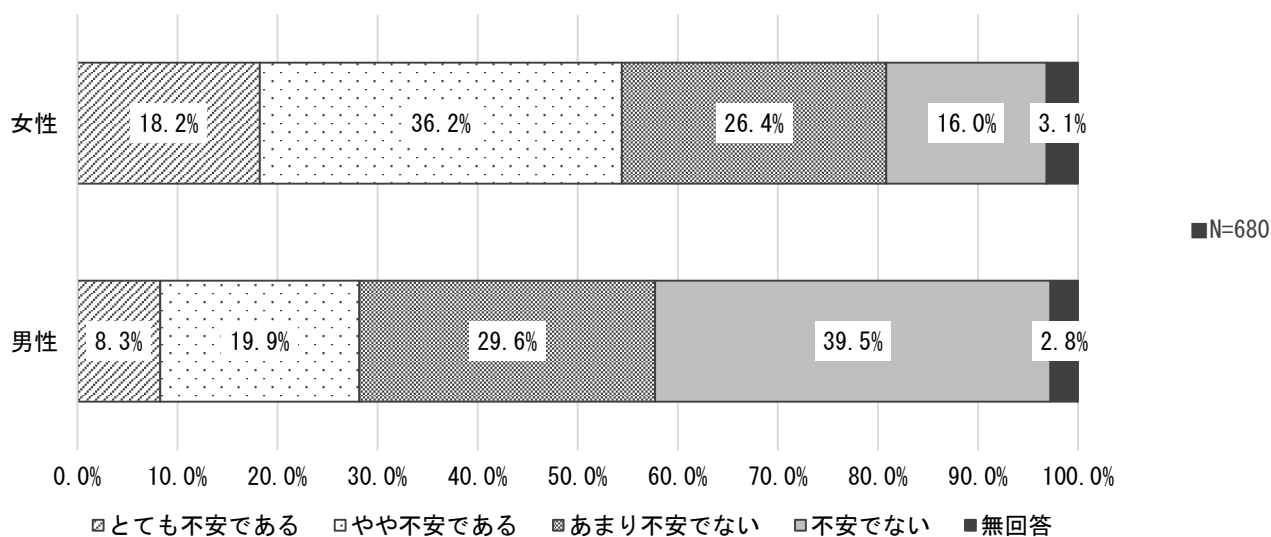
回答者の世帯構成は、「夫婦2人暮らし配偶者（65歳以上）」が28.8%、次いで、「息子・娘との2世帯」が28.7%と多くなっています。

②主観的経済状況



回答者の主観的経済状況は、「ふつう」が最も多く 65.4%でした。経済状況が「大変苦しい＋やや苦しい」を合わせた『苦しい』は 20.5%となっています。

③転倒に対する不安

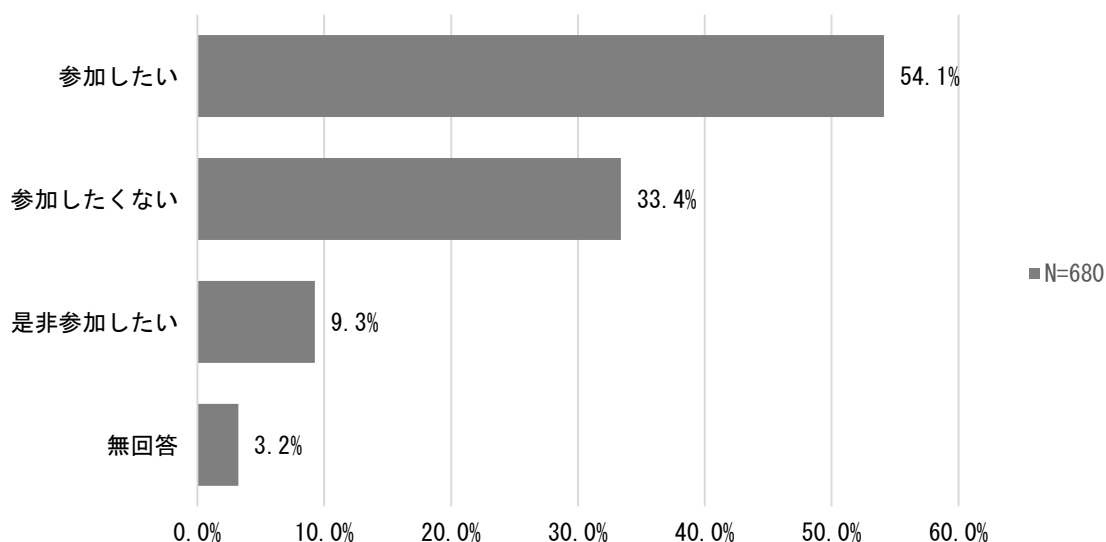


※性別が無回答の人は除く。

転倒に対する不安を男女別でみると、「とても不安である＋やや不安である」を合わせた『不安』は、男性（28.2%）より女性（54.4%）の方が多くなっていることが分かります。

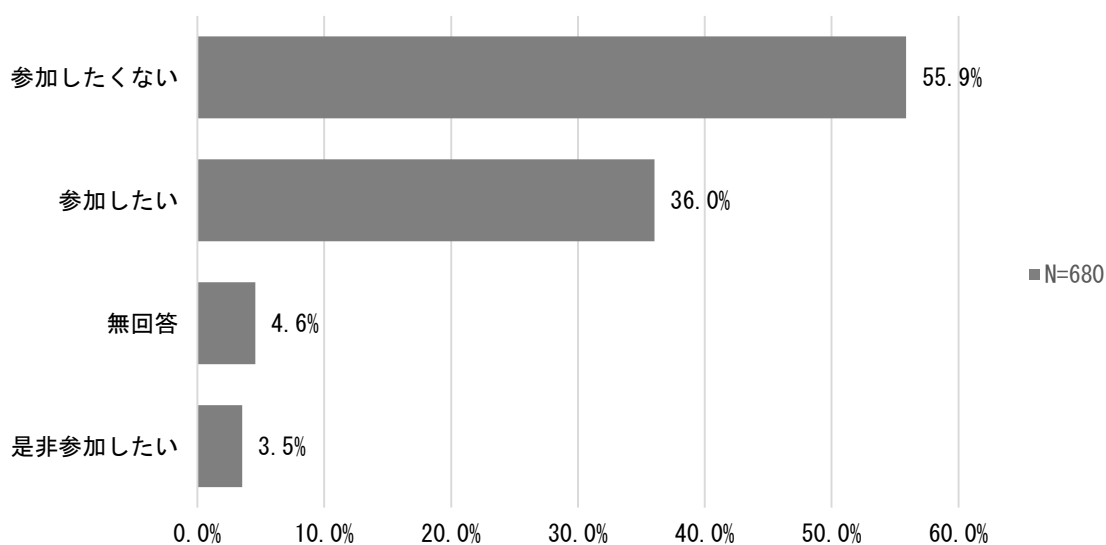
④住民主体の地域活動への参加と運営について

◆地域活動への参加者として参加する意志



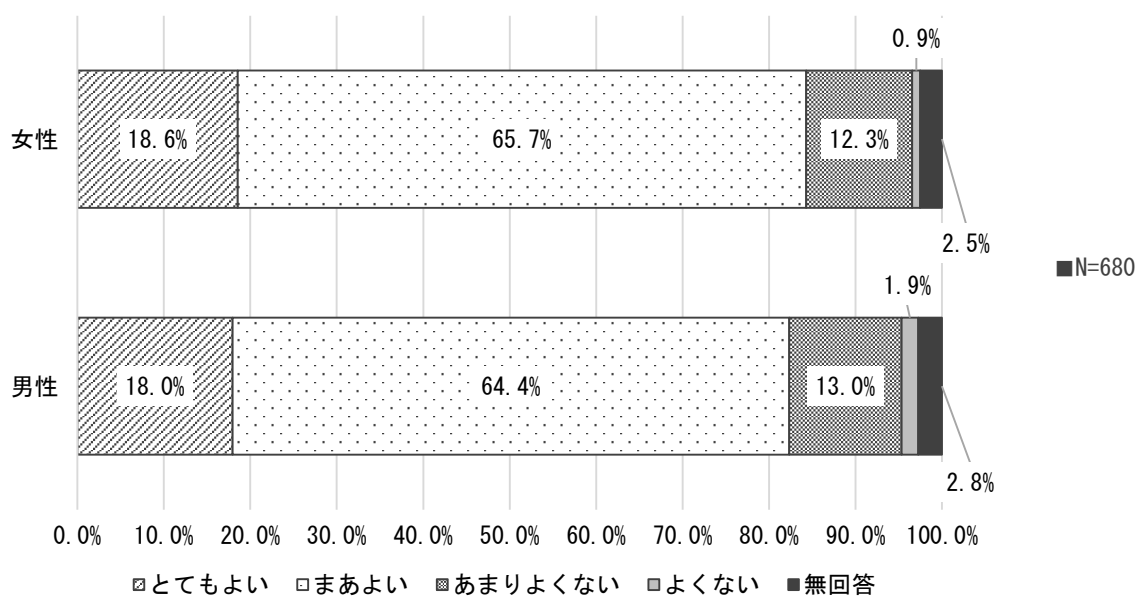
住民主体の地域活動へ参加者として参加する意志は、「参加したい」が最も多く 54.1%でした。また、「参加したい」と「是非参加したい」を合わせた『参加したい』は、63.4%となっています。

◆地域活動への企画・運営者として参加する意志



住民主体の地域活動へ企画・運営者として参加する意志は、「参加したくない」が最も多く 55.9%となっています。

⑤健康状態

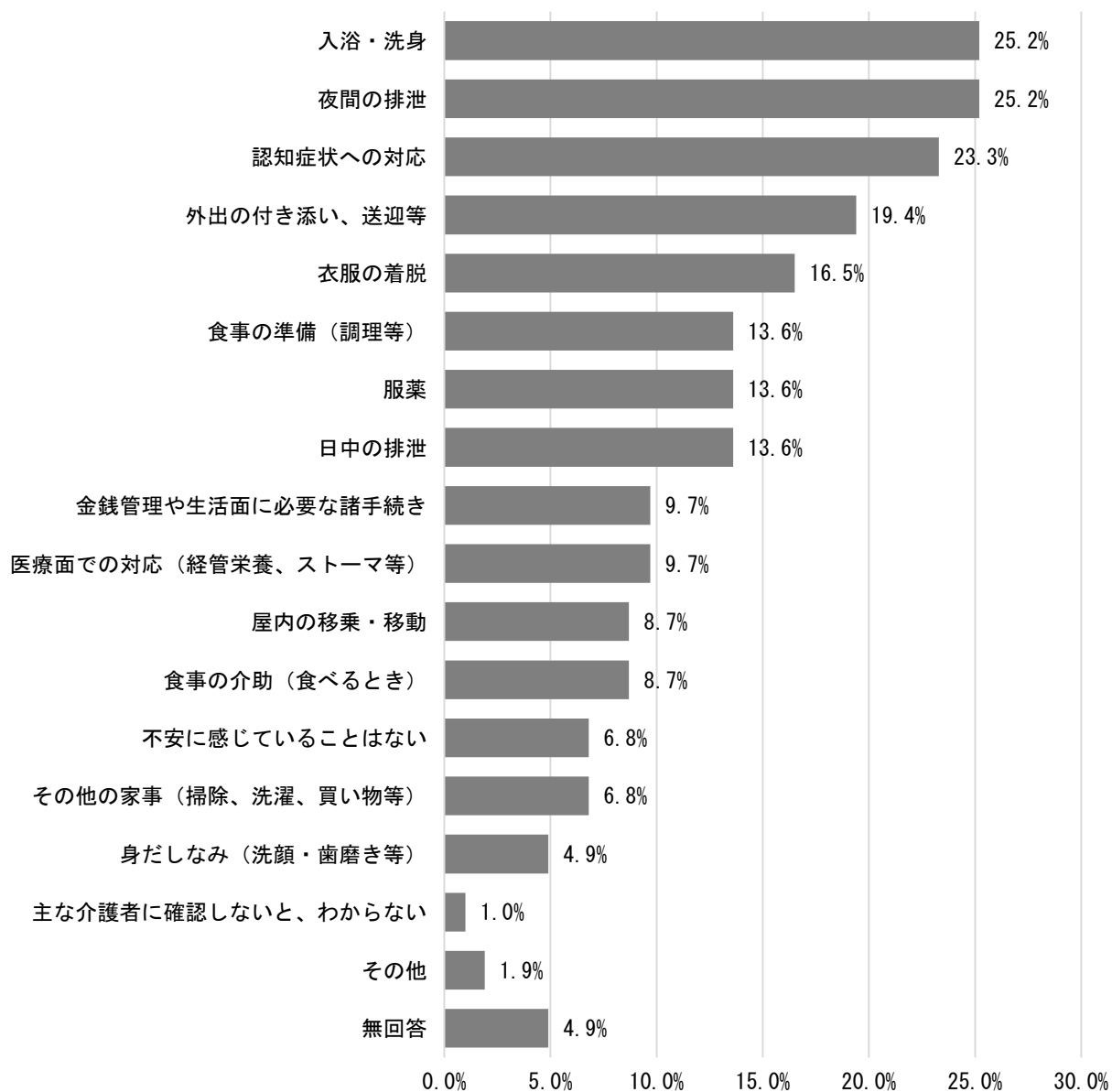


※性別が無回答の人は除く。

健康状態は、「とてもよい+まあよい」を合わせた『よい』は、「男性」が 82.4%、「女性」が 84.3%となっています。

2 在宅介護実態調査から(要支援・要介護認定者)

①主な介護者が不安に感じている介護（複数回答）



主な介護者が不安に感じている介護は、「入浴・洗身」、「夜間の排泄」が 25.2%と最も多くなっています。次いで、「認知症状への対応」が 23.3%、「外出の付き添い、送迎等」が 19.4%となっています。

第5節 2025 年の小山町の将来像

全国的な少子高齢化は、本町においても著しく、人口は減少局面を迎えています。一方で 65 歳以上の高齢者人口は平成 27 年以降、増加を続け、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という）は、平成 27 年に 26.6%だったものが、平成 32 年には 30%を超えるものと予測されています（10、11 ページ参照）。

とりわけ、本町では前期高齢者が後期高齢者を上回って推移しており、平成 32 年時点では後期高齢者（75 歳以上）が 2,827 人、前期高齢者（65～74 歳）が 2,677 人と推計されています。高齢者人口は団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年まで一貫して増加することが予測されています（11 ページ参照）。

生産年齢人口は減少を続け、支える人と支えられる人の人口バランスのギャップは大きくなっていきます。本町の高齢化と支え手の減少という課題は、厳しさを増していきます。

高齢化の負の側面ばかりを強調する論調が多い中、政府は平成 29 年から開催が始まった「人生 100 年時代構想会議」において、長寿社会の新しいロールモデルを構築する取組を始めています。

すでに、本町でも高齢化の波は押し寄せていますが、健康長寿を目指し、介護予防の取組をより一層推し進め、元気な高齢者には、生涯現役という気持ちを忘れずに 1 人ひとりの経験等を活かして様々な所で、活躍してもらおう環境づくりを進めていきます。さらには、子ども、障がい者、高齢者が世代を超えてお互いに支え合い、助け合う意識が自然と芽生えるまちづくりを目指し、2025 年の将来像を描きます。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

ゆったり すこやか
まごころあふれる郷づくり

家族形態が変化する中で、高齢者の1人暮らし世帯や夫婦のみの世帯も増加することが見込まれることから、老老介護や認知介護等への対策を講じ高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、本町では、予防・介護・医療・生活支援・住まいの支援・サービスを組み合わせた「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

介護保険制度は高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現することが最大のテーマとなっています。

本計画では、これまでの基本理念「ゆったり すこやか まごころあふれる郷づくり」を踏襲しつつ、3つの基本目標と14の基本施策、3つの重点施策を定め、第5期計画から推進している「地域包括ケアシステム」の実現、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進します。さらに、すべての世代の住民が一体となった「地域共生社会」の実現を目指しています。



第2節 施策体系図

基本理念 ゆったり すこやか まごころあふれる郷づくり

基本目標 1

健康でいきいき
と暮らせる長寿
のまちづくり

基本施策1 健康づくりの推進

★基本施策2 介護予防の推進

基本施策3 社会参加と生きがいづくりの促進

基本目標 2

住み慣れた地域
で安心して暮ら
せるまちづくり

基本施策1 高齢者の生活の場への支援

基本施策2 地域包括支援センターの機能強化

基本施策3 介護保険サービスの提供と基盤整備

基本施策4 介護給付の適正化

基本施策5 在宅生活を支える介護保険制度外の福祉サービスの充実

★基本施策6 認知症施策の推進

基本施策7 地域医療の確保・強化

基本施策8 介護人材の確保及び資質の向上

基本目標 3

地域で支え合う
やさしいまちづ
くり

★基本施策1 高齢者を地域で支えるためのネットワークづくり

基本施策2 家族介護者等への支援

基本施策3 安心・安全なまちづくりの推進

★：重点施策

①疾病の予防及び重症化の予防 ②健康づくり事業

①総合事業訪問型サービス ②総合事業通所型サービス ③介護予防ケアマネジメント
④その他生活支援サービス ⑤一般介護予防事業

①シルバー人材センターの充実・強化 ②シニアクラブ活動への支援 ③敬老会事業 ④世代間交流・地域間交流事業
⑤生涯学習の充実 ⑥民俗芸能・伝統文化の継承 ⑦居場所づくり事業 ⑧2市1町共通無料券の贈呈

①養護老人ホームへの措置 ②住宅改修費の助成 ③多様な暮らしの場の整備

①地域包括支援センターの機能と体制の強化 ②地域ケア会議の推進 ③権利擁護の推進

①居宅サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 ③施設サービスの充実

①介護給付適正化事業 ②事業所の指定と指導・監督 ③介護事業所のサービスの質の向上

①軽度生活援助事業 ②1人暮らし高齢者等緊急通報システム事業 ③はり・灸・マッサージ治療費助成事業
④寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑤訪問理美容サービス事業 ⑥シルバー定期券購入助成事業
⑦成年後見人制度の利用支援事業 ⑧社会福祉法人による利用者負担軽減に係る助成

①認知症地域支援推進員の配置 ②認知症ケアパスの作成と配布 ③認知症カフェの設置・継続支援 ④認知症サポーター養成講座
⑤認知症初期集中支援チームの設置 ⑥高齢者見守りネットワークの構築 ⑦医療と介護の連携した支援 ⑧家族介護者の支援

①地域医療体制の維持・確保 ②在宅医療・介護連携事業の推進

①介護人材の確保及び資質の向上 ②生活支援サポーター養成事業

①各種サービスの周知と利用促進 ②相談・調整の体制づくり ③社会福祉協議会の充実強化
④介護予防・生活支援体制整備事業の推進

①家族介護用品支給事業 ②家族介護者ヘルパー受講支援事業 ③ねたきり老人援護金 ④家族介護者交流事業
⑤徘徊高齢者等あんしんサービス

1 福祉のこころの育成	①学校等での福祉教育の充実 ②地域での福祉教育の充実
2 人にやさしい環境の整備	③生活環境の整備 ④安全対策の推進
3 高齢者への虐待の防止	⑤高齢者虐待の防止 ⑥高齢者虐待緊急対策による保護

第2編 各 論

第2編の各事業の実績値（見込み値）及び計画値については作成中です

基本目標1 健康でいきいきと暮らせる長寿のまちづくり

日本人の平均寿命は年々延びていますが、「ただ長生きするのではなく、元気なまま年を重ねる。」、こうした健康寿命という考え方が近年注目されています。

国の統計によると、平均寿命と健康寿命には、男性で約9年、女性で約12年の開きがあります。健康寿命を延伸するためには、食生活、適度な運動、社会参加等の生活習慣を見直すことが大切です。

本計画の基本目標の第一に「健康でいきいきと暮らせる長寿のまちづくり」を掲げ、次の3つの施策に取り組むことで、健康寿命の延伸を推進します。

▼平均寿命と健康寿命の差

	男 性	女 性
平均寿命	80.21 歳	86.61 歳
健康寿命	71.19 歳	74.21 歳
差	9.02 歳	12.40 歳

平均寿命:厚生労働省「平成 25 年簡易生命表」

健康寿命: 厚生労働省「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料」より

◇ 基本施策

(1) 健康づくりの推進

★(2) 介護予防の推進

(3) 社会参加と生きがいづくりの促進

★重点施策Ⅰ「(2) 介護予防の推進」

町民1人ひとりが、日頃から健康への意識を高め、正しい生活習慣を身に付けることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活が維持・継続できるよう支援します。

また、高齢者が介護状態となることを予防するため、生活機能低下の早期発見や相談体制の充実を図るとともに、効果的な介護予防事業を推進します。



基本施策(1) 健康づくりの推進

要介護の原因疾患には、若いころからの生活習慣に起因するものが多くあります。

第3次小山町保険計画・後期計画との連携を図り、疾病の予防及び重症化の予防、低栄養予防、身体活動・運動の取組に力を入れ、町民1人ひとりが、日頃から健康への意識を高め、正しい生活習慣を身につけることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるよう支援します。

【事業1】 疾病の予防及び重症化の予防

各種健康診査を通じて、生活習慣病の発病予防や、疾病の早期発見を推進します。

また、重度化すると健康寿命に大きく影響する脳血管疾患や心疾患等は、重度化する前に何らかの対策を講じることが重要であるため、健康教育、健康相談の充実を図ります。

【事業2】 健康づくり事業

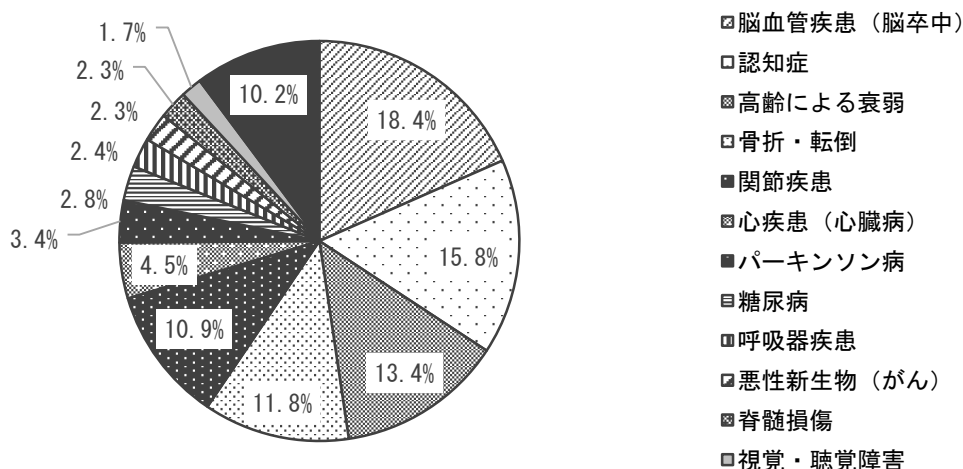
生きがいのあるライフスタイルの創造を図るために、身体活動の普及促進、スポーツとレクリエーション活動への参加促進、運動のための環境整備、住民リーダーの育成とグループづくりの支援等を行います。

高齢者がいきいきと過ごすことができるよう、食生活や身体活動・運動、心の健康づくり等の各分野において、町民の健康づくりを推進します。

▼介護が必要になった理由（要介護者）

要介護の原因疾患を分析すると、介護が必要となった理由は、「脳血管疾患」に次いで、「認知症」「高齢による衰弱」が上位を占めています。また、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「関節疾患」で介護が必要となっている人は36.1%と、3人に1人と多い状況です。

第3次小山町保険計画・後期計画との連携を図り、効果的な介護予防に取り組みます。



資料：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」より作成

基本施策(2) 介護予防の推進

介護予防とは、介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからは、その状態を維持、改善して悪化させないことを目的とする取組です。

町では、平成 29 年（2017 年）4 月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業で、地域包括支援センターで実施される基本チェックリストの結果により当該事業による支援が必要であると判定された方（以下「事業対象者」という）や元気な高齢者を対象に、それぞれの状態に合わせた多様なサービスを実施し、介護予防を推進しています。

【事業 1】総合事業訪問型サービス

（1）訪問介護

町の指定を受けた事業所の訪問介護員（有資格者）が要支援認定者等の自宅を訪問し、調理・洗濯・掃除等の生活援助や入浴・排泄の介助等の身体介護を行い、自立に向けた支援を行います。

（2）生活援助中心型訪問サービス

町の指定を受けた事業所の訪問介護員等（町の定める一定の研修を修了した従事者を含む）が利用者の自宅を訪問し、自立に向けた生活援助サービスを行います。

本サービスには、身体介護の提供は含まれません。

（3）住民主体型の生活援助サービス

日常生活のちょっとした困りごとを抱える要支援認定者等の自宅において、住民ボランティア等による自立に向けた生活援助等を行います。

本サービスには、身体介護の提供は含まれません。

平成 28 年度（2016 年度）に配置・設置した生活支援コーディネーターの活動や協議体（はあとネットおやま）での情報共有を通して、住民主体の生活支援サービスの立上げ、担い手の育成等を行い、第 7 期計画期間中に、実施に向けて検討していきます。

（4）訪問型栄養相談（短期集中型）

低栄養、口腔機能改善が必要ですが、通所が困難な高齢者に対して、栄養士、歯科衛生士等の専門職指導のもと、短期間（3～6 ヶ月間）で集中して相談・指導を行います。

（5）移動支援サービス

介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行います。第 7 期計画期間中に、実施に向けて検討していきます。

【事業２】総合事業通所型サービス

（１）通所介護

専門職による支援が必要な要支援認定者等を対象に、町の指定を受けた介護事業所において、自立支援・重度化防止を目的とした身体機能・生活機能向上のための機能回復訓練等を行います。

（２）機能回復訓練中心型サービス

町の指定を受けた介護事業所において、自立支援・重度化防止を目的とした身体機能・生活機能向上のための機能回復訓練等を行います。

本サービスには、入浴の介助等の身体介護の提供は含まれません。

（３）住民主体型デイサービス

地域のボランティア等を中心としたＮＰＯ法人等による、身体機能・生活機能向上のための機能回復訓練等を行います。

本サービスには、入浴の介助等の身体介護の提供は含まれません。

【事業３】介護予防ケアマネジメント

要支援認定者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるように、地域包括支援センター等によるケアマネジメントを実施します。

【事業４】その他生活支援サービス

要支援認定者等であり、栄養改善が必要な高齢者のみの世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することで、介護予防を図ります。

また、配達員による安否確認を行い、気づいたことを地域包括支援センター等に連絡する等、見守りによる介護予防に取り組みます。

【事業5】一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態となっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的とした事業です。

地域住民、民生児童委員や介護予防に関わる専門職等と連携し、事業を推進します。

（1）介護予防把握事業

「基本チェックリスト」を活用しながら、介護予防活動への参加が望ましいにも関わらず、閉じこもり等で参加していない要支援認定者等を把握し、メリットを分かりやすく説明しながら参加を促し、介護予防活動へつなげます。

（2）介護予防普及啓発事業

自分自身が積極的に介護予防に取り組む姿勢をつくること、介護認定者の増加抑制につながるため、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、転倒予防、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防に効果的な各種教室等を開催していきます。

（3）地域介護予防活動支援事業

介護予防を目的とした住民主体の自主グループ等の活動へ、保健師や栄養士等の専門職を派遣し、健康講座や実習を通じて支援することにより、介護予防の知識、情報の普及、個々の課題の発見や解決を目的とした相談を行います。

また、介護予防事業の参加者等が、事業終了後、あるいは事業と並行して、地域の中で自主的に介護予防の取組を行うことができるよう、支援を行っています。

こうした地域での自主的な介護予防活動を引き続き促進していきます。

（4）一般介護予防評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、事業評価を行います。評価結果により事業の内容修正等を行うことで、事業の改善を図ります。

（5）地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民が運営する通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

基本施策(3) 社会参加と生きがいの促進

高齢者の増加につれ、健康志向や活動意欲のある元気高齢者も増加することを見込んで、高齢者層の社会参加への参加を促していますが、まだまだ参加率は高いとはいえません。

今後も、団塊の世代の社会参加等を通じた介護予防に、引き続き取り組む必要があります。

高齢者が豊かな知識や経験、技術を活かして、地域活動に参加し、地域を支える担い手として活躍していく地域社会づくりに向け、新たな生きがいを促進します。

【事業1】シルバー人材センターの充実・強化

「公益社団法人小山町シルバー人材センター」は、高齢者の生きがい対策事業の中心組織として運営しています。

会員数は、平成28年度（2016年度）末で205人となっています（入会率約3%（60歳以上））。

今後も、高齢者加入促進のため、シルバー人材センターの内容やシステム等の普及・啓発に努めるとともに、シルバー人材センターの機能拡充を図ります。

また、事業主への普及・啓発を実施し、民間企業における高齢者の就労機会の確保を支援します。

【事業2】シニアクラブ活動への支援

生きがいの中心となる活動組織であるシニアクラブは、高齢者の社会参加のきっかけになるものであり、活動を通じて会員同士、さらには地域のつながりの強化に役立つものです。

本町では、全町的なシニアクラブ連合会のもと、21の単位シニアクラブが組織化され、平成28年度（2016年度）末の会員数は1,734人となっています。

会員は、俳句・歌謡・囲碁・ゲートボール・パークゴルフ等の部（同好会）等や、地域の中で様々な活動をしています。

今後も、シニアクラブの活動を、健康づくりや福祉活動への参加、生きがい活動等多様な分野に展開することで、参加しやすい環境整備を図るとともに、年代によるニーズを的確に捉え、前期高齢者も気軽に参加できるような新たな枠組みを検討し、魅力あるクラブ活動の推進と加入者の促進を支援します。

【事業3】敬老会事業

敬老会については、毎年9月に開催しています。対象である70歳以上の人口は毎年増加していますが、出席者については減少傾向になっています。

今後は、内容をより充実させて、多くの人に参加していただけるよう、検討しながら実施していきます。

【事業４】世代間交流・地域間交流事業

子どもから高齢者まで世代を超えて交流することは、「子どもを地域で育てる」ことや「高齢者を地域で見守る」こと等、多面的な効果が期待されます。また、高齢者が、長年培ってきた経験・知識等を活かし、社会との結びつきを実感することは、高齢者自身の生きる力や健康を養う上で大きな効果が期待できます。

昔の遊び等の伝承活動を始め、福祉、学習、スポーツ、防災、環境、産業振興等の幅広い分野で、子どもから高齢者まで多世代が交流し、高齢者自身がボランティアとして経験・知識等を次世代に伝える機会の拡大を図ります。

【事業５】生涯学習の充実

高齢者が、自らの意思で自分に適した学習及び社会参加を積極的に行うことが生きがいとなり、充実した生活を送ることのできる社会の実現につながります。

近年、高齢者の学習意欲が高まりを見せており、学習活動が活発化しているため、各種講座、教室等の充実を図ります。

【事業６】民俗芸能・伝統文化の継承

本町には、竹之下太鼓等の民俗芸能、わら細工、竹細工等の伝統文化が古くから受け継がれています。その伝統文化を次世代に継承していくことは、高齢者の責務といっても過言ではありません。

今後も、本町に伝えられる伝統文化や生活技能等、高齢者の持つ豊かな知恵を次世代に継承していくための講座や教室の開設・運営を支援していきます。

【事業７】居場所づくり事業

高齢者が気軽に集まり、多世代で交流できる場としての「居場所」を、歩いて通える身近な地域の公民館等への設置を図ります。

また、高齢者自らが「居場所」の運営者側として参加することで、高齢者の社会参加や生きがいを推進します。

【事業８】２市１町共通無料券の贈呈

２市１町の温泉施設を利用できる共通無料券及び町内温泉、パークゴルフ場、健康福祉会館リラクゼーションスタジオが利用できる無料券、合わせて６枚を 70 歳以上の高齢者に贈呈し、社会参加と生きがいを推進を図ります。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

高齢化の進展に伴い、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。

高度急性期から在宅医療・介護まで一連のサービス提供体制の確保の検討が一層重要となっています。

また、認知症になっても、住み慣れた地域や家庭で自分らしさを保ちながら暮らすには、医療・保健・福祉の専門家が連携して支援するとともに、家族や近隣住民の理解を始め、地域全体で認知症高齢者と家族を支援していくことが必要です。

本計画の基本目標の第二に「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、次の8つの施策に取り組むことで、可能な限り地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

◇ 基本施策

- (1) 高齢者の生活の場への支援
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 介護保険サービスの提供と基盤整備
- (4) 介護給付の適正化
- (5) 在宅生活を支える介護保険制度外の福祉サービスの充実
- ★(6) 認知症施策の推進
- (7) 地域医療の確保・強化
- (8) 介護人材の確保及び資質の向上

★重点施策Ⅱ「(6) 認知症施策の推進」

認知症の人の大幅な増加が見込まれる中、必要な医療や介護の他、日常生活における支援などの充実が求められています。

認知症に対する偏見の解消を図り、認知症に関する正しい知識と理解を促進し、認知症の人や家族を地域で支えていくネットワークの構築と支援体制の整備を推進します。



基本施策(1) 高齢者の生活の場への支援

生活の基盤となる住まいの確保や住まいの環境整備を支援します。

また、身体の状態等により在宅生活が困難な高齢者の生活の場を確保するために、計画的に地域に介護施設を整備します。

【事業1】 養護老人ホームへの措置

65歳以上で身の回りのことが自分ででき、自立しているが、経済的、環境的な問題等により、自宅での生活が困難な高齢者の生活の場を確保するために、養護老人ホームへの入所措置を行います。

▼町内の養護老人ホーム

施設名	定員
養護老人ホーム平成の杜	50人

【事業2】 住宅改修費の助成

要介護状態になっても住み慣れた自宅で安心して生活することは、多くの高齢者の願いです。

そのためには、段差の解消、手すりの設置等、住宅のバリアフリー化や、車椅子等福祉用具の役割が重要であり、本町においても、介護保険制度や住宅改修支援事業等により、支援に努めてきました。今後も、制度の利用促進に努め、在宅生活の継続を支援していきます。

【事業3】 多様な暮らしの場の整備

高齢者の住まいに関するニーズは、自身の身体や家族の状況等によるライフスタイルの変化により多様化しています。

介護保険対象の施設については、需給の均衡を図りながら整備を検討します。

基本施策(2) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関であり、その役割はさらに重要になってきます。高齢者が住み慣れた場所で、安心して長く暮らし続けられるよう、近隣の支え合いやインフォーマルな関わり、介護予防のための活動やサービス、さらには介護・医療サービス等、様々な支援がその高齢者の状態に合わせて包括的に提供される「地域包括ケア」を目指して、町、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、介護や医療の専門職等による高齢者支援の連携・協力のネットワークづくりを進めます。

【事業1】 地域包括支援センターの機能と体制の強化

地域包括支援センターが適切に機能を発揮できるよう、事業の実施状況や業務量等について地域包括支援センター運営協議会にて評価を行い、職員体制の充実や関係機関との連携強化に努めていきます。

【事業2】 地域ケア会議の推進

地域の医療・介護等の多職種の方が連携し、処遇困難な個別ケースや課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。

(1) 個別地域ケア会議

個別困難ケースの検討を通じ、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域ネットワークの構築や地域課題の把握を行い、地域づくり、政策形成につなげていきます。

(2) 自立支援に資する地域ケア会議

自立支援と重度化防止を目的に、ケアマネージャーが作成したケアプランについて、医療・保健・介護関係者の多職種で検討することにより、利用者を自立した状態に向上させるためのプランづくりを支援します。

【事業3】 権利擁護の推進

認知症高齢者等、判断能力が不十分な方でも、自分にふさわしい制度やサービスを選択し、利用契約を締結したり、財産を適切に管理することが必要です。

適切な相談や、金銭管理サービス等の生活支援業務が行われることを促進するとともに、成年後見制度等各種権利擁護制度の周知と利用促進に努めていきます。

基本施策(3) 介護保険サービスの提供と基盤整備

要介護認定者を対象とする介護給付によるサービスは、主に居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスから構成されます。

また、要支援認定者を対象とする介護予防給付によるサービスは、主に介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスから構成されます。

【事業1】居宅サービスの充実

○事業の概要

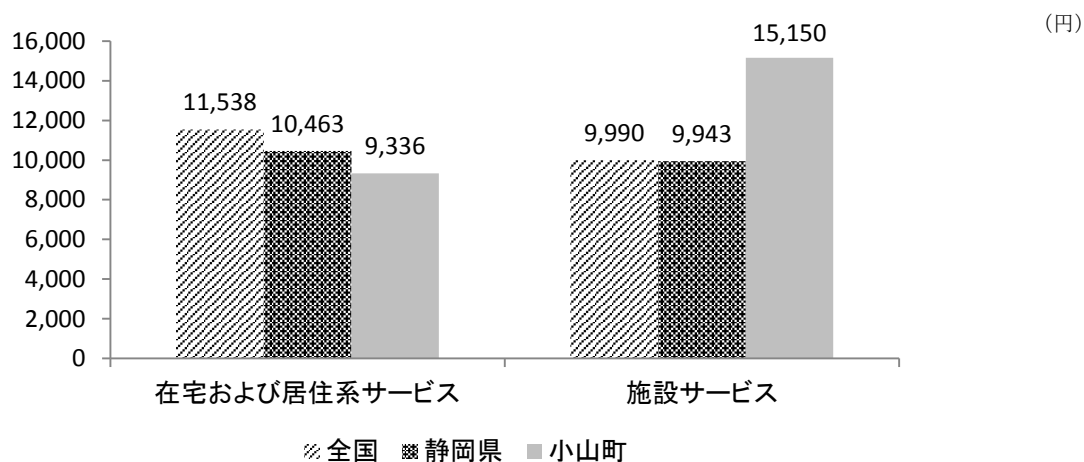
在宅で利用できる介護サービスは、訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等）、通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等）、福祉用具の貸与や購入、住宅改修、特定施設入居者生活介護等があります。

○現状と課題

在宅医療の需要が高まる中において、訪問診療を支援する訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療系サービスの充実が課題となっております。

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅生活を支える居宅サービスの充実が必要です。

▼第1号被保険者1人あたりの給付月額 県平均・全国比較（平成29年）



出典：介護保険事業状況報告（平成29年7月サービス提供分）より作成

○方向性

住み慣れた地域で状態に応じた適切な介護が受けられるよう、介護事業者との連携によりサービスの確保・充実に努めます。

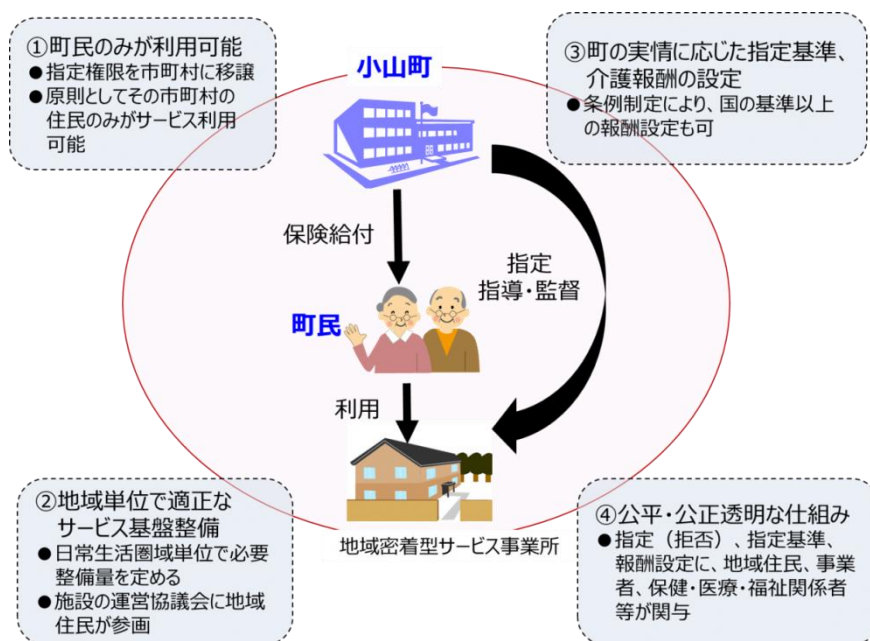
また、地域医療構想に基づく在宅医療の推進により、医療と介護の連携の必要性が高まることから、訪問看護、訪問リハビリテーション等の利用を促進します。

【事業２】地域密着型サービスの充実

○事業の概要

地域密着型サービスは、認知症や１人暮らし高齢者等が増加していく中で、介護が必要になっても住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年度（2006 年度）に創設されたサービスです。利用者のニーズや地域の状況等を把握・分析しながら、サービス提供体制の確保・充実に努めます。

▼地域密着型サービスの考え方



○現状と課題

介護老人福祉施設や通所介護等は整備されているが、住み慣れた地域で生活を継続させるためにはさらなる地域密着型サービスの整備が必要です。

○方向性

・認知症対応型共同生活介護の整備

共同生活住居で、認知症の高齢者の日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営むことを目指すサービスです。

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、7期期間中に整備する予定です。

・小規模多機能型居宅介護の整備

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に泊まることのできる「ショートステイ」のサービスを一体的に組み合わせて利用できるサービスであり、7期期間中に整備する予定です。

【事業3】施設サービスの充実

○事業の概要

在宅での介護が困難な人等が施設に入所して受けるサービスです。

なお、平成 27 年度（2015 年度）の介護保険制度改正において、施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者は、原則要介護3以上（既入所者は除く）となりました。

○現状と課題

施設サービスには、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設の3つの施設があります。

町内の施設の整備状況は、介護老人福祉施設 79 床・介護老人保健施設 200 床・介護療養型医療施設 60 床があり、計 339 床となっています（平成 29 年（2017 年）12 月現在）。

このうち、介護療養型医療施設は平成 30 年度（2018 年度）以降、6年間の経過措置を置いて廃止され、新たに「介護医療院」等への転換が予定されています。

在宅で生活が続けることが困難な要介護者が、適切な施設を選択して利用できるよう、利用者ニーズや介護保険料を勘案しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

○方向性

第7期計画では施設整備の予定はありません。

第8期計画において、広域型介護老人福祉施設とサービス付き高齢者住宅の整備を予定しています。

基本施策(4) 介護給付の適正化

介護保険制度が住民生活に定着する一方で、高齢者人口の増加により、介護保険サービスを利用する人は今後さらに増加し、介護給付費は確実に増大していくことが見込まれます。

介護保険制度を円滑に運営するためには、限られた財源を効果的に活用し、真に介護を必要とする利用者に適切なサービスを提供する必要があります。適切な介護サービスの確保に取り組むとともに、サービス事業者がより質の高いサービスを提供できるよう支援します。

【事業1】 介護給付適正化事業

長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、地域支援事業における「介護給付費等費用適正化事業」を活用し、給付内容の多角的な確認や審査により、費用の適正化に努めます。

(1) 要介護（要支援）認定の適正化

認定調査の結果についての保険者による点検等を実施します。

(2) ケアマネジメントの適正化

ケアプランの点検、住宅改修等の点検を実施します。

(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

システム帳票の縦覧点検や医療情報との突合、年2回程度の介護給付費通知等を実施します。

【事業2】 事業所の指定と指導・監督

地域密着型サービス指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者、指定居宅介護支援事業者について、適正な事業運営が可能な事業者の指定をするとともに、定期的な指導監督を行います。

【事業3】 介護事業所のサービスの質の向上

サービスの質の確保・向上が図られるよう、事業者の育成・支援を念頭に、御殿場市と合同で「介護事業者意見交換会」等を年数回開催し、事業者からの日常的な相談・指導を行うことで、質の高いサービス提供の確保に努めます。

基本施策(5) 在宅生活を支える介護保険制度外の福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域のニーズに即した介護保険外のサービスを提供します。

【事業1】軽度生活援助事業

要介護認定を受けていない65歳以上の在宅の1人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等で、日常生活に支障がある人を対象に、外出時の援助、食事・食材の確保、洗濯、家周りの手入れ等簡単な日常生活の援助を行います。

【事業2】1人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の65歳以上の1人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等の身体及び日常生活に不安を抱える人を対象に、ペンダント型発信機のボタンを押すことにより、消防及び通報協力者に通報される緊急通報システムの機器使用料を助成することで、高齢者の緊急時における不安の軽減及び安全の確保を図ります。

【事業3】はり・灸・マッサージ治療費助成事業

高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、65歳以上の町民に年間5枚（1枚千円）の治療費助成券を交付し、はり・灸・マッサージを受ける費用の一部を助成します。

【事業4】寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

1人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等で、心身の障害、傷病等の理由により寝具の衛生管理ができない人を対象に、年4回以内の寝具の洗濯・乾燥・消毒等を行う費用の一部を助成します。

【事業5】訪問理美容サービス事業

在宅の65歳以上で、要介護4以上の認定を受けている高齢者のうち、理髪店や美容院に向くことが困難な人に対し、居家で散髪等のサービスが受けられるよう、理美容師の派遣を行います。

【事業6】シルバー定期券購入助成事業

町内に在住している70歳以上の人を対象に、富士急の路線（高速バスを除く）ならどこでも利用できる「シルバー定期券」の費用の一部を助成し、高齢者の社会参加を図ります。

【事業 7】 成年後見制度の利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用が必要となる親族に対して、制度利用の普及・啓発に努めるとともに、申立てを行える親族がない場合には、町長申立てを検討し、成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

また、今後増加が見込まれる制度利用に対応できる体制整備を図ります。

【事業 8】 社会福祉法人による利用者負担軽減に係る助成

低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人による利用者負担軽減に対し、助成金を交付します。

基本施策(6) 認知症施策の推進

認知症の人（若年性認知症を含む。以下同じ）の大幅な増加が見込まれる中、必要な医療や介護の他、日常生活における支援等の充実が求められています。

認知症に対する町民の理解や関心は高まってきていますが、まだ十分に理解が深まっているとはいえません。

認知症に対する偏見の解消を図り、認知症に関する正しい知識と理解を促進し、認知症の人や家族を地域で支えていくネットワークの構築と支援体制の整備を推進します。

1 地域の理解と制度の啓発

【事業1】認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症に関する相談、認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員を配置します。

すでに、本町では平成28年度（2016年度）より認知症地域支援推進員の配置を行っています。第7期計画においても、引き続き配置の促進を行っていきます。

【事業2】認知症ケアパスの作成と配布

「認知症ケアパス」とは、認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた本町で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた支援や医療、介護サービスの流れを示したガイドブックです。

本町では、平成28年度（2016年度）に作成して、町内の全戸に配布をしました。

今後も、定期的に内容を更新し、町民に周知します。

【事業3】認知症カフェの設置・継続支援

認知症の人やその家族だけでなく、地域住民や専門職等の誰もが気軽に集うことができる場としての「認知症カフェ」を平成28年度（2016年度）に1団体（オレンジカフェきずな）、平成29年度（2017年度）に1団体（オレンジカフェなごみ）を設置しました。

認知症の人が地域住民等と会うことで社会的なつながりを持ったり、同じ悩みを持つ方同士心の休養の場等として期待されるため、認知症カフェの設置支援、継続支援に努めます。

【事業4】認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の人とその家族への地域の応援者である「認知症サポーター」を養成します。

また、本町では平成28年度より年に1度、認知症サポーター上級講座を開催しています。第7期においても、開催を継続していきます。

2 予防、早期発見、早期対応

【事業5】認知症初期集中支援チームの設置

認知症サポート医の協力のもと、保健・介護等の専門職が、認知症の人やその家族に早期に関わり、専門医療機関と連携しながら、早期診断、早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置します。

認知症リスクが高くなる75歳以上の高齢者宅への訪問を行い、医療や介護との接触がこれまでなかった人、医療や介護のサービスが中断してしまっている人等を発見するとともに、その人に合った有効な支援方法を多職種で構成するチーム会議で検討し、在宅生活を支援します。

【事業6】高齢者見守りネットワークの構築

1人暮らし高齢者の孤独死や認知症高齢者の徘徊等を防止するために、日々の業務の中で高齢者と接する機会の多い町内の商店や事業所等の協力を得ながら、高齢者を日常的に見守る体制を充実・強化します。

【事業7】医療と介護の連携した支援

認知症の人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を推進していきます。

【事業8】家族介護者の支援

介護家族が交流する機会や認知症の人の安全確保を図るサービスの充実とともに、民生・児童委員、認知症サポーター等と連携し、地域の見守り活動を通じ、認知症高齢者やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

基本施策(7) 地域医療の確保・強化

高齢者が安心して地域で生活を継続できるよう、関係機関と連携しながら地域医療体制の維持・確保に努めるとともに、在宅療養支援の充実を図ります。

高齢化の進展に伴い、高齢者の慢性疾患が増加することで、疾病構造が変化し、医療ニーズについては、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まっています。一方で、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者の自立支援・要介護等の重度化防止へ向けた医療と介護の連携を推進します。

【事業1】地域医療体制の維持・確保

地域医療体制における在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で求められています。

このため、住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、御殿場市医師会等の地域医療機関の支援による在宅医療を担う、かかりつけ医を増やし、在宅医療連携に基づく地域医療体制の確保を図ります。

【事業2】在宅医療・介護連携事業の推進

介護保険の地域支援事業として平成27年度（2015年度）から導入された「在宅医療・介護連携推進事業」を本町でも展開するために、「在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、在宅療養支援における医療と介護の連携の取組を推進していきます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

（１）地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先、機能等を把握し、これまでに本町が把握している情報と合わせて、地域の医療・介護関係者と共有します。

（２）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

在宅限界点を向上させるための、自立支援・重度化防止等の推進を図るために、平成 30 年度（2018 年度）に、地域の医療・保健・介護関係者等が参画する「在宅医療・介護連携推進会議」を設置する予定です。

（３）在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

医療・介護関係者の連携を支援するために、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営を通じて、連携の取組を支援します。

（４）在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを導入する等、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

（５）在宅医療・介護関係者の研修の実施

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種合同の研修会を行うとともに、地域の医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会等を開催します。

（６）24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。

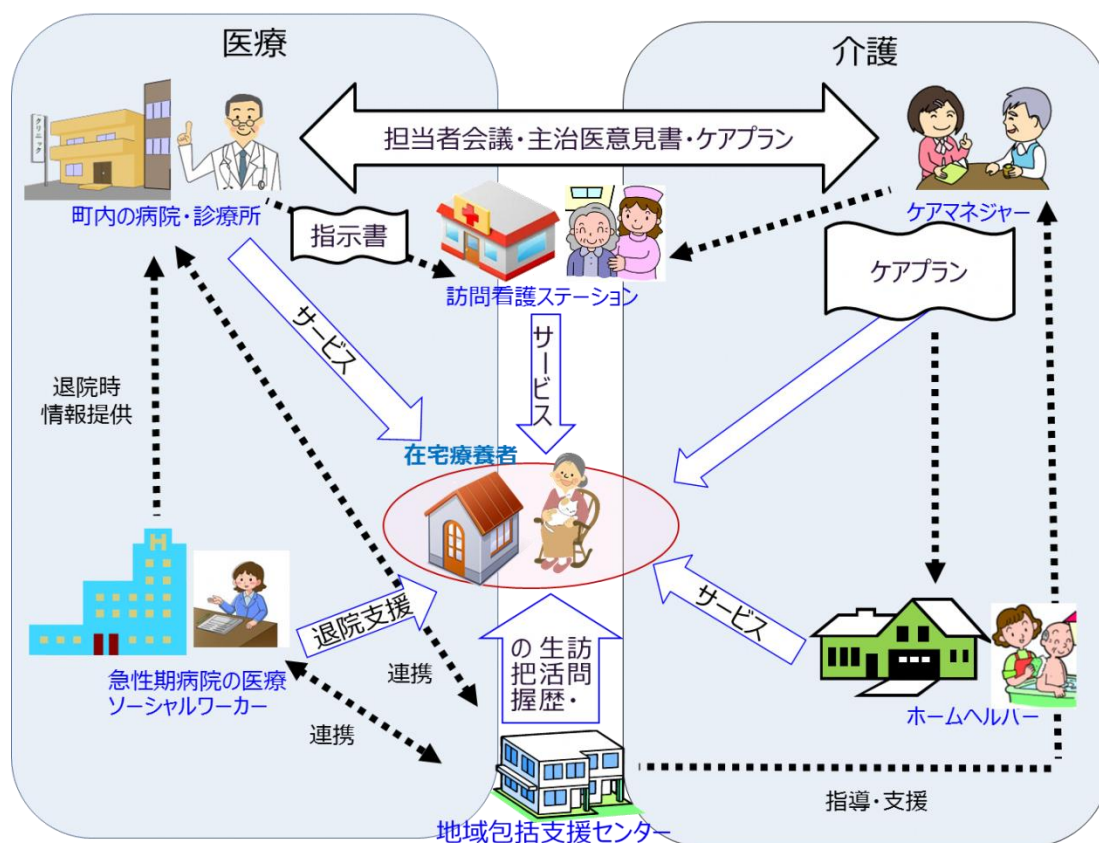
（７）地域住民への普及・啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

（８）二次医療圏内・関係市町の連携

圏内の市町や隣接する市町と連携して、広域連携が必要な事項について検討します。

▼在宅療養支援の「チームケア」のイメージ



基本施策(8) 介護人材の確保及び資質の向上

少子高齢化により、高齢者の生活を支える担い手が不足することが予想されます。

国によれば、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、約 37 万 7 千人の介護人材の不足が生じると推計しており、本町においても人材の確保は大きな課題となっています。

【事業 1】 介護人材の確保及び資質の向上

将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供できるよう、国・県と連携するとともに、町が主体となって関係機関や介護事業所と連携した積極的な人材確保のための取組や、質の高いサービスを提供できる人材の育成支援を推進します。

また、医療と介護の連携ツールである ICT を導入し、介護従事者の負担軽減を図ります。

【事業 2】 生活支援サポーター養成事業

総合事業訪問型サービスにおける「生活援助中心型訪問サービス」に従事することができる専門職以外の訪問介護員を養成するために、介護事業所等と連携して生活支援サポーター養成研修を実施し、介護人材の確保を図ります。

基本目標3 地域で支え合うやさしいまちづくり

高齢者の増加とともに、学習や仕事への意欲を持つ高齢者が地域で増加することが予想されます。高齢期も生きがいを持って暮らし続けるためには、高齢者1人ひとりがこれまでに培ってきた知識や経験を活かせる場や機会（ボランティアや健康づくり、学習等）が必要です。

また、地域で様々な交流を持つことは、地域活動への参加意欲を高めるとともに、認知症の早期発見を始めとした健康維持につながります。

本計画の基本目標の第三に「地域で支え合うやさしいまちづくり」を掲げ、次の3つの施策に取り組むことで、地域で支え合うやさしいまちづくりを推進します。

◇ 基本施策

- ★（１）高齢者を地域で支えるためのネットワークづくり
 - （２）家族介護者等への支援
 - （３）安心・安全なまちづくりの推進

★重点施策Ⅲ「（１）高齢者を地域で支えるためのネットワークづくり」

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービス等が充実していることに加え、高齢者を含む地域の人々が主体的に地域の担い手となってお互いに助け合える体制を整備する必要があります。

平成28年度に設置・配置した協議体（はあとネットおやま）、生活支援コーディネーターと町が一体となって高齢者を地域で支えるためのネットワークづくりを推進します。



基本施策(1) 高齢者を地域で支えるためのネットワークづくり

高齢者が適切に各種サービスを利用できるよう、広報での周知や相談の場を作ることで、各種サービスの利用の促進を図ります。

また、地域における助け合い活動を促進するためのネットワークづくりに取り組みます。

【事業1】各種サービスの周知と利用促進

高齢者へのサービスの仕組が一層複雑化する中で、新たに 65 歳を迎える人を含め、町民がこの複雑な仕組を理解し、適切なサービスの利用ができるよう、文字媒体や各種研修・相談等の場等の多様な機会で、情報提供や周知、利用促進に努めます。

【事業2】相談・調整の体制づくり

「地域包括支援センター」を中心に、総合的な相談・調整機能を築くとともに、町の介護・保健・福祉部門や、介護サービス事業者、地域支援事業実施事業者、さらには、民生児童委員を始めとする地域住民と連携しながら、身近な相談体制の構築を図り、迅速・的確なサービスの利用調整に努めます。

【事業3】社会福祉協議会の充実強化

小山町社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者等へのサービス提供機関として各種事業を推進しています。

高齢者人口の増加や福祉ニーズの増大により、その役割は一層重要なものとなることから、今後も事業運営等に対する支援を実施していきます。

【事業4】介護予防・生活支援体制整備事業の推進

地域において高齢者の生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置し、また生活支援等サービスの提供主体等が参画した定期的な情報共有及び連携強化の場としての中核となるネットワークである「協議体」を設置することにより、地域のニーズに合った住民主体による互助サービスの提供、高齢者の社会参加及び地域での支え合い体制の整備を推進します。

町では、生活支援コーディネーターは、平成 28 年度（2016 年度）から 3 人配置、協議体については、同じく平成 28 年度（2016 年度）に設置しています。

基本施策(2) 家族介護者等への支援

家族の介護負担を軽減させることを目的に、地域のニーズに即した家族介護者へ支援を行います。

【事業1】 家族介護用品支給事業

要介護2以上に認定された方を在宅で介護している一定の要件を満たしている家族に、紙おむつ等の介護用品の購入費助成を行います。

【事業2】 家族介護者ヘルパー受講支援事業

在宅で高齢者の家族を介護している人、又は3年以内に介護していた人を対象に、家族介護の経験を活かし、ホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成します（上限3万円）。

【事業3】 ねたきり老人援護金

寝たきり高齢者の生活向上と介護者の労をねぎらうため、援護金を贈呈します。

【事業4】 家族介護者交流事業

高齢者を現に介護している家族に対し、介護から一時的に解放され心身のリフレッシュを図るため、家族介護者交流会を開催します。

【事業5】 徘徊高齢者等あんしんサービス

認知症により徘徊症状のある高齢者を対象に、現在位置を探索するための端末機器及び専用の付属品を介護者等に貸与します。ただし、毎月の利用料金、現場急行料金等は利用者負担となります。

基本施策(3) 安心・安全なまちづくりの推進

1 福祉のこころの育成

【事業1】学校等での福祉教育の充実

町内の小中・高校では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流、福祉体験等、様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。

今後は、町の教育部門と保健福祉部門、社会福祉協議会が連携して福祉教育のカリキュラムを体系化し、課外活動の時間や「総合的な学習の時間」等を活用して、福祉施設での体験学習や体験ボランティア等、体験型の福祉教育を一層推進することにより、福祉への理解を深め、思いやりのある福祉の心を育成します。

【事業2】地域での福祉教育の充実

少子高齢化や核家族化が進行する中、住民同士のつながりによる地域での福祉活動の重要性が高まっています。

地域全体で福祉教育に取り組んでいくため、教育・福祉関係者、地域住民等が連携を図り、福祉問題に関する啓発に努めるとともに、学習講座や交流機会の拡大を図り、誰もが気軽に体験しながら福祉について学べる環境づくりを推進していきます。

2 人にやさしい環境の整備

【事業3】生活環境の整備

本町では、健康福祉会館、役場、総合文化会館等の公共施設を始め、道の駅等の公共性の高い施設においてバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者を始め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めています。

今後、さらに高齢者等が目的の場所や施設へ積極的に外出できるよう、利便性を確保するとともに、目的地から次の目的地への移動を容易にすることが必要です。

そのため、公共施設のバリアフリー化を継続して進めるとともに、高齢者の利用が多い民間施設に協力を働きかけ、安全性と利便性の確保に努めます。

また、高齢者等の利用が多い鉄道やバス等の公共交通のバリアフリー化を働きかけるとともに、低床バス等の導入や、バス路線の確保等を働きかけていきます。

【事業４】安全対策の推進

（１）防犯・交通安全の推進

本町では、高齢者が交通事故にあうことなく、安全に日常生活を営むことができるよう、地域ぐるみの交通安全活動を展開するとともに、高齢者への犯罪を防止するため、小山町生活安全まちづくり推進協議会や警察署等関係機関と連携しながら、安全対策を推進しています。

今後も、警察署や区長会、シニアクラブ等と連携して、高齢者のための講習会を開催し、交通安全教育の充実を図るとともに、夜間の反射材の着用等を推進し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。また、歩道や信号機、カーブミラー等、高齢者が利用しやすい交通安全設備の整備に努めます。

さらに、犯罪から高齢者を守るために、広報等を通じた普及・啓発に力を入れるとともに、相談活動・見守り活動を通じた発生の未然防止に努めます。

（２）防災体制の整備

地震・台風・火災等の災害発生時において、避難する際の避難行動要支援者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦・傷病者等）に対する対応が課題となります。そのため、本町では「小山町地域防災計画」を毎年見直して、避難行動要支援者の安全な避難・誘導、救助・救護等の体制づくりを進めています。

1人暮らしの高齢者を対象に、訪問を行うことによって、安否を確認すると同時に、緊急事態の発生時に対処できるように、常に状況把握に努め、寝たきりの高齢者の災害対策として、介護保険施設等と協定を締結し、避難先を確保しています。

ハザードマップの配布や避難行動要支援者台帳を作成し、緊急時の救援体制を整備してきましたが、今後も、登録者の台帳整備、自主防災リーダーの養成とともに、消防、警察、自主防災会、民生・児童委員との連携を図り、一層の体制強化を図ります。

（３）安心して暮らせる消費生活の促進

本町では、消費生活に関する相談・苦情等に対し、消費生活センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会が身近な相談窓口として対応にあたっています。

今後も、高齢者を始め、町民が自ら主体的に消費者問題を考え、豊かな消費生活を送れるよう、これらの相談体制を充実するとともに、消費生活展の開催や消費者トラブルの実態の周知、学習機会の確保等を図ります。

3 高齢者への虐待防止への取組

【事業5】 高齢者虐待の防止

平成 18 年（2006 年）に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会、警察等と連携を図りながら、個別ケース会議等を通じて高齢者虐待を未然に防ぐ体制づくりを進め、個別の虐待問題に対応していきます。

また、虐待に関する知識・理解についての普及・啓発とともに、各関係機関の職員に対する研修支援の実施や住民への通報義務の周知等に努めます。

【事業6】 高齢者虐待緊急対策による保護

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項に規定する、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者、その他緊急に保護が必要であると認められる高齢者を一時的に保護することで、虐待問題に対応していきます。

第3編

介護保険事業量の見込みと 給付費の推計

第1章 第6期計画のサービス利用者数の見込み量と実績の比較

第6期計画の各サービスの月平均利用者数の実績は次の表の通りです。

平成27年度（2015年度）から29年度（2017年度）にかけての介護サービスの月平均利用状況をみると、訪問看護、通所リハビリテーション、介護保険施設サービス等の利用の実施率（計画値に対する実績及び見込量の割合）が高くなっています。

一方で、訪問介護、訪問入浴介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護等の実施率が低くなっています。

▼介護サービスの月平均利用状況

（単位：人）

1 介護サービス	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	見込	実施率
(1) 居宅サービス									
訪問介護	124	118	95.2%	126	104	82.5%	153	107	69.9%
訪問入浴介護	11	8	72.7%	11	8	72.7%	14	5	35.7%
訪問看護	12	15	125.0%	12	16	133.3%	12	16	133.3%
訪問リハビリテーション	3	4	133.3%	3	2	66.7%	4	0	0.0%
居宅療養管理指導	11	13	118.2%	14	18	128.6%	21	22	104.8%
通所介護	202	208	103.0%	140	155	110.7%	140	155	110.7%
通所リハビリテーション	36	53	147.2%	32	53	165.6%	36	51	141.7%
短期入所生活介護	67	57	85.1%	68	66	97.1%	77	79	102.6%
短期入所療養介護	5	5	100.0%	7	5	71.4%	11	2	18.2%
特定施設入居者生活介護	18	3	16.7%	20	4	20.0%	21	5	23.8%
福祉用具貸与	219	232	105.9%	213	225	105.6%	242	230	95.0%
特定福祉用具販売	4	3	75.0%	6	5	83.3%	10	4	40.0%
(2) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
認知症対応型通所介護	22	9	40.9%	28	10	35.7%	39	7	17.9%
小規模多機能型居宅介護	0	5	—	0	3	—	3	2	66.7%
認知症対応型共同生活介護	26	25	96.2%	26	28	107.7%	29	29	100.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	28	27	96.4%	28	29	103.6%	28	28	100.0%
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	0	0	—	60	36	60.0%	60	29	48.3%
(3) 住宅改修	5	3	60.0%	5	4	80.0%	5	3	60.0%
(4) 居宅介護支援	349	362	103.7%	350	342	97.7%	351	345	98.3%
(5) 介護保険施設サービス									
介護老人福祉施設	80	100	125.0%	90	104	115.6%	90	108	120.0%
介護老人保健施設	49	80	163.3%	49	93	189.8%	69	101	146.4%
介護療養型医療施設	49	49	100.0%	49	51	104.1%	49	48	98.0%

平成27年度（2015年度）から29年度（2017年度）にかけての介護予防サービスの月平均利用状況をみると、全体的に利用の実施率（計画値に対する実績及び見込量の割合）が高くなっています。特に、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションの実施率が高くなっています。

▼介護予防サービスの月平均利用状況

（単位：人）

1 介護予防サービス	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画	実績	実施率	計画	実績	実施率	計画	見込	実施率
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問介護	30	24	80.0%	31	27	87.1%	15	24	160.0%
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	0	0	—	0	2	—	0	1	—
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防居宅療養管理指導	0	1	—	0	0	—	0	0	—
介護予防通所介護	44	43	97.7%	48	42	87.5%	2	36	1800.0%
介護予防通所リハビリテーション	2	10	500.0%	2	13	650.0%	2	18	900.0%
介護予防短期入所生活介護	0	1	—	0	2	—	0	1	—
介護予防短期入所療養介護	0	0	—	0	1	—	0	0	—
介護予防特定施設入居者生活介護	0	3	—	0	5	—	0	6	—
福祉用具貸与	27	29	107.4%	32	39	121.9%	40	50	125.0%
介護予防住宅改修	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
特定福祉用具販売	2	1	50.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(2) 地域密着型サービス									
認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1	—	0	2	—	0	1	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防地域密着型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防支援	88	77	87.5%	86	87	101.2%	90	90	100.0%

第2章 第7期計画におけるサービス利用者数の見込量

※第7期計画の給付費及び保険料推計にあたっては、第6期計画の高齢者数、介護サービス給付量の実績を勘案し推計しました。平成30年度(2018年)から平成32年度(2020年度)までの推計値は、平成29年(2017年)12月時点の推計値であり、今後、本年度の給付実績の推移や国より示される介護報酬改定により変更する可能性があります。

第7期計画期間における介護保険サービス量(1月あたりの平均利用人数・利用回数(日数))の見込みは以下の表の通りです。

1 予防給付

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス				
介護予防訪問介護	人数			
介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	0	0	0
介護予防通所介護	人数			
介護予防通所リハビリテーション	人数	19	19	19
介護予防短期入所生活介護	日数	30.0	30.0	30.0
	人数	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	48	50	51
特定介護予防福祉用具購入費	人数	0	0	0
介護予防住宅改修	人数	1	1	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	5	5	6
介護予防支援	人数	83	85	87
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0

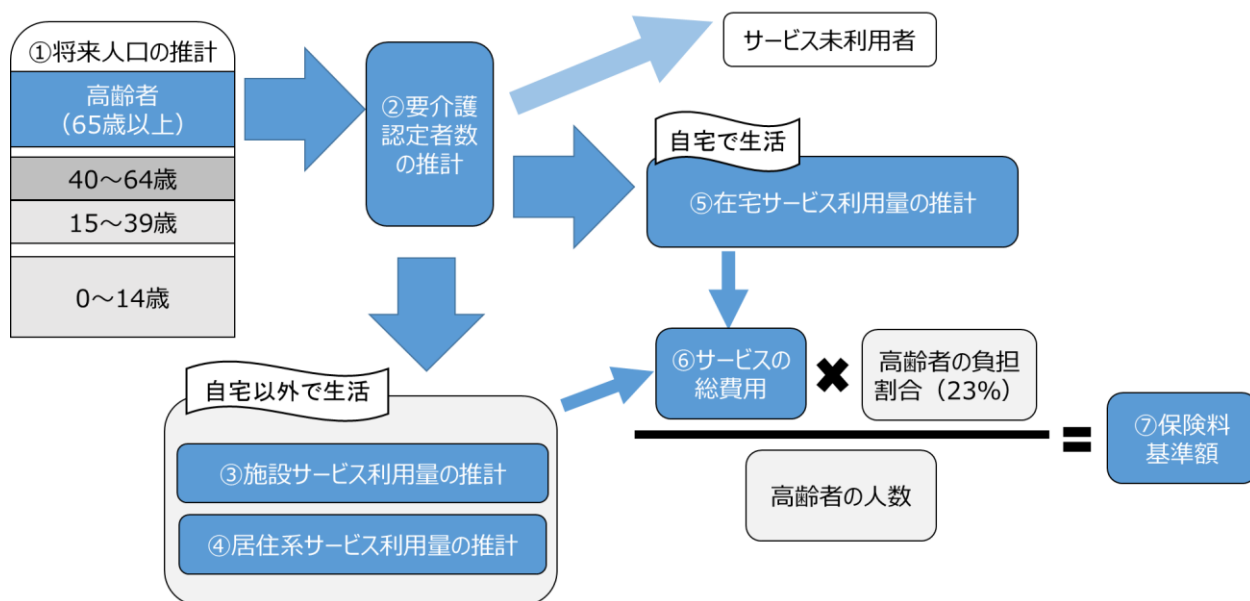
2 介護給付

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	2,001.6	2,069.3	2,118.0
	人数	115	119	121
訪問入浴介護	回数	23.7	28.6	28.4
	人数	6	7	7
訪問看護	回数	119.4	135.9	137.9
	人数	19	20	21
訪問リハビリテーション	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
居宅療養管理指導	人数	24	24	25
通所介護	回数	1,843.4	1,983.8	2,062.3
	人数	167	175	184
通所リハビリテーション	回数	508.4	537.5	559.0
	人数	52	54	55
短期入所生活介護	日数	1,322.1	1,457.0	1,598.0
	人数	77	82	85
短期入所療養介護(老健)	日数	42.0	54.8	57.0
	人数	3	3	3
短期入所療養介護(病院等)	日数	18.2	22.0	26.0
	人数	4	4	4
福祉用具貸与	人数	220	231	239
特定福祉用具購入費	人数	4	4	5
住宅改修	人数	4	4	4
特定施設入居者生活介護	人数	23	23	23
居宅介護支援	人数	338	389	397
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	93.8	96.4	94.0
	人数	9	10	10
小規模多機能型居宅介護	人数	4	4	5
認知症対応型共同生活介護	人数	26	28	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	504.7	523.6	582.6
	人数	31	31	33
施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	112	114	117
介護老人保健施設	人数	100	105	107
介護療養型医療施設	人数	47	49	51
介護医療院	人数	0	0	0

第3章 介護保険給付費等の見込み

第1節 介護保険事業費等算定手順

計画期間の要介護認定者及び各種サービス量の見込みにあたっては、以下の手順で介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



※第7期計画の給付費及び保険料推計にあたっては、第6期計画の高齢者数、介護サービス給付費の実績を勘案し推計しました。平成30年度(2018年)から平成32年度(2020年度)までの推計値は、平成29年(2017年)12月時点の推計値であり、今後、本年度の給付費実績の推移や国より示される介護報酬改定により変更する可能性があります。

第2節 介護保険給付費の見込み

第7期計画期間における介護保険給付費の見込みは以下の表の通りです。

1 予防給付

単位:千円

区分	平成80年度	平成81年度	平成82年度
居宅サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション	7,996	8,000	8,000
介護予防短期入所生活介護	2,069	2,070	2,070
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,646	3,794	3,868
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0
介護予防住宅改修	1,251	1,251	2,502
介護予防特定施設入居者生活介護	3,897	3,898	4,566
介護予防支援	4,561	4,672	4,782
小 計	23,420	23,685	25,788
地域密着型サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小 計	0	0	0
合 計①	23,420	23,685	25,788

2 介護給付

単位:千円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス			
訪問介護	73,305	76,350	78,115
訪問入浴介護	3,327	3,996	3,958
訪問看護	8,299	9,039	9,197
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	3,392	3,371	3,487
通所介護	175,282	188,093	196,265
通所リハビリテーション	52,719	55,863	58,071
短期入所生活介護	121,177	133,997	146,927
短期入所療養介護(老健)	5,164	6,759	7,034
短期入所療養介護(病院等)	2,991	3,617	4,275
福祉用具貸与	36,406	38,278	39,626
特定福祉用具購入費	1,118	1,118	1,432
住宅改修	4,111	4,111	4,111
特定施設入居者生活介護	47,156	47,177	47,177
居宅介護支援	53,535	61,732	62,934
小 計	587,982	633,501	662,609
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	12,383	12,685	12,361
小規模多機能型居宅介護	4,721	4,723	6,746
認知症対応型共同生活介護	79,443	85,384	91,442
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81,848	80,973	80,973
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	53,409	56,324	62,720
小 計	231,804	240,089	254,242
施設サービス			
介護老人福祉施設	296,473	303,087	312,838
介護老人保健施設	300,461	316,597	322,808
介護療養型医療施設	192,280	199,590	210,210
介護医療院	0	0	0
小 計	789,214	819,274	845,856
合 計②	1,609,000	1,692,864	1,762,707
総給付費①+②	1,632,420	1,716,549	1,788,495

第3節 地域支援事業費の見込み

単位: 千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,212	35,916	36,634
包括的支援事業・任意事業費	41,224	41,224	41,224
合計	76,436	77,140	77,858

第4節 介護保険事業費の見込み

単位: 円

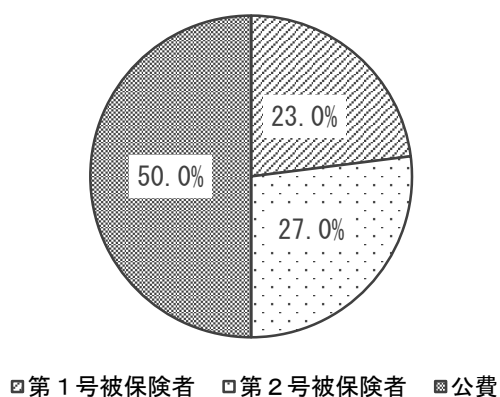
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	第7期計
介護サービス費	1,632,400,000	1,716,547,000	1,788,495,000	5,137,442,000
居宅サービス費(予防給付+介護給付)	630,842,000	679,841,000	718,481,000	
地域密着サービス費(予防給付+介護給付)	130,496,000	136,459,000	143,185,000	
施設サービス費	871,062,000	900,247,000	926,829,000	
その他保険給付額	88,637,391	91,598,814	94,512,207	274,748,412
特定入所者介護サービス費等給付額	53,503,131	54,509,427	55,174,523	
高額介護サービス費等給付額	31,888,000	33,662,000	35,703,000	
高額医療合算介護サービス費	3,226,000	3,406,000	3,612,000	
審査支払手数料	20,260	21,387	22,684	
標準給付費①	1,721,037,391	1,808,145,814	1,883,007,207	5,412,190,412
地域支援事業費②	76,436,000	77,140,000	77,858,000	231,434,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,212,000	35,916,000	36,634,000	
包括的支援事業・任意事業費	41,224,000	41,224,000	41,224,000	
介護保険事業費①+②	1,797,473,391	1,885,285,814	1,960,865,207	5,643,624,412

第4章 第1号被保険者介護保険料の設定

1 保険料基準額の算定方法

第7期計画の第1号被保険者保険料基準額は、標準給付費見込額（約53.7億円）と地域支援事業費見込額（約2.3億円）の合計額の一定割合（平均23.0%）を、第1号被保険者数で除して求められます。

▼介護給付費の財源構成



【標準給付費】

- ・総給付費
- ・特定入所者介護サービス費
- ・高額介護サービス費
- ・高額医療合算介護サービス費
- ・審査支払手数料

【地域支援事業費】

- ・総合事業
- ・包括的支援事業費
- ・任意事業（2号保険料は含まない）

2 保険料設定の考え方

保険料の上昇を抑えるために小山町が保有する保険料給付支払準備基金を活用します。第6期の基本残高のうち、**検討中**を第7期の歳入として繰り入れることとします。

また、被保険者の負担能力に応じた保険料負担として、国が標準として示している段階設定から9段階より上を1段階に細分化し、所得に応じた料率を設定しています。

▼所得段階別の第1号保険者介護保険料

所得段階	対象	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)	基準額に対する 負担料金
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金受給者等及び世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	現在 調整中		0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円を超 120 万円以下			0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超			0.75
第4段階	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下			0.90
第5段階	本人が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超			1.00
第6段階	本人が住民税課税で基準所得金額 120 万円未満			1.20
第7段階	本人が住民税課税で基準所得金額 120 万円以上 190 万円未満			1.30
第8段階	本人が住民税課税で基準所得金額 190 万円以上 290 万円未満			1.50
第9段階	本人が住民税課税で基準所得金額 290 万円以上 500 万円未満			1.70
第10段階	本人住民税課税で基準所得金額 500 万以上			1.75

第5章 計画の推進と評価

第1節 計画の推進

これからの高齢社会を支えるためには、地域住民の理解と協力が必要です。小山町の特性を活かした地域づくりや継続的な地域福祉の推進のため、住民活動の育成と支援や助成に努め、さらには、高齢者が安心して健康に過ごせるよう、保健・医療・介護・福祉サービスが包括的に受けられる体制づくりの構築を目指します。医療・介護サービス事業者、社会福祉協議会、行政の関係各課とも連携を取り、一体的に推進します。

また、県の取組方針等も踏まえながら、介護を必要とする高齢者を適正に認定し、利用者の尊厳と自立支援の視点で真に必要なサービスを、サービス事業者がルールに従って適切に提供することができるよう、給付適正化対策を推進します。

第2節 計画の評価

計画の点検、評価を行うための指標とするため調査等を行い、制度の浸透状況や町民の意向を把握します。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

資料編

I 小山町介護保険等総合会議経過

作成中

II 用語集

作成中

Ⅲ 小山町介護保険等総合会議設置要綱・総合会議委員名簿

作成中